

令和7年

# 南部町議会第4回定例会会議録

令和7年12月 9日開会

令和7年12月12日閉会

山梨県 南部町議会

令和 7 年

南部町議会第 4 回定例会会議録

1 2 月 9 日

令和7年南部町議会第4回定例会（第1日目）

議事日程（第1号）

令和7年12月9日  
午前9時30分開議  
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 一般質問
- 日程第6 議案第74号 南部町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第7 議案第75号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第76号 南部町職員給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第77号 南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第78号 南部町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第79号 南部町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第80号 財産の無償譲渡について
- 日程第13 議案第81号 字の区域の変更について
- 日程第14 議案第82号 令和7年度南部町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第15 議案第83号 令和7年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第84号 令和7年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第85号 令和7年度南部町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第86号 令和7年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第87号 令和7年度南部町簡易水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議員派遣の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1番	芦澤潤一郎	2番	望月憲之
3番	望月小五郎	4番	塩津悟
5番	高橋茂広	6番	小泉昇一
7番	望月光彦	8番	仲亀佳定
9番	若林良一	10番	木内秀樹

3. 欠席議員(0名)

4. 会議録署名議員

9番	若林良一	1番	芦澤潤一郎
----	------	----	-------

5. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名(20名)

町長	佐野和広	教育長	市川隆
代表監査委員	田中清一	会計管理者	遠藤成
総務課長	遠藤一明	企画課長	杉山一陽
DX推進課長	佐野智洋	財政課長	渡辺雄治
税務課長	金井貴	交通防災課長	仲亀哲也
子育て支援課長	望月裕司	福祉保健課長	近藤利也
住民課長	渡辺幸博	産業振興課長(併) 農業委員会事務局長	佐野郁夫
建設課長	尾崎龍次	水道環境課長	岡村忠
デイサービスセンター所長	若林安彦	健康管理センター所長	大倉直也
学校教育課長	若林将基	生涯学習課長 (兼) 公民館長	遠藤賢

6. 職務のために議場に出席した者の職氏名(1名)

議会事務局長 渡辺正樹

開会 午前 9時30分

○議長（木内秀樹君）

皆さん、おはようございます。

令和7年第4回定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

10月に誕生したわが国憲政史上初の女性総理大臣高市政権は、1カ月弱を経過する今日でも高い支持率を維持しております。

女性初の首相として国内外で注目を集めるとともに、歯切れの良い分かりやすい言葉と政策への一貫性、実行するスピード感に今後も大きな期待が高まります。

しかし、少数与党であることに変わりなく、難しい政権運営に加え、物価高対策や外交・安全保障問題など課題も山積しており、政策の実現力や安定した政権運営への不安は払拭できない状況であります。国益のためにも安定した内閣が続くことを強く切望いたします。

町では先月、突然の大変痛ましいできごとがありました。衷心よりお悔やみ申し上げます。

しかし、心の不調は自身や周囲が気付きにくいことかもしれません。部下や同僚との普段のやり取りから、それらの不調に早期に気付いてあげられるような職場の環境づくりが強く望まれます。

職員の皆さまにおかれましては、日ごろから気配り、目配りをくれぐれもお願い申し上げます。

さて、早いもので令和7年も余すところあと半月となりましたが、これまで議員一同が協力し、議会運営がなされておりますことに、議長として改めてお礼を申し上げます。

われわれが議会基本条例に掲げた理念に沿った議会運営がなされるよう、さらに一層努力していただくことを望みます。これまでも申し上げてまいりましたが、私たち議会には、地域の実情に即した政策提言と町民行政双方のプラットフォームの役割を担っております。その機能を十分に果たすためにも、町の未来を見据えた建設的な議論や活発な議会活動をお願い申し上げ、開会のあいさつといたします。

ただいまから令和7年南部町議会第4回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は10名で定足数に達しておりますので、令和7年南部町議会第4回定例会は成立いたしました。

それでは直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

○議長（木内秀樹君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、9番 若林良一議員および1番 芦澤潤一郎議員の両名を指名いたします。

---

○議長（木内秀樹君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月19日までの11日間といたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から12月19日までの11日間とすることに決定いたしました。

---

○議長（木内秀樹君）

日程第3 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、町長、教育委員会の教育長および監査委員に出席を求めたところ、お手元に配布のとおり、説明員の出席ならびに委任の通知がありましたのでご承知願います。

町長から、お手元に配布のとおり、議案の提出がありましたので報告いたします。

次に、請願、陳情等についてであります。本定例会に付する請願・陳情等はありません。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2、第3項の規定による、令和7年度会計の8月分、9月分、10月分に関する現金出納検査の結果報告がありました。写しをお手元に配布しておきましたのでご承知願います。

ここで、地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施されました、令和7年度定例監査の結果について報告がありましたので、監査委員に説明を求めます。

田中清一代表監査委員。

○代表監査委員（田中清一君）

代表監査委員の田中でございます。

それでは、私から定例監査の結果に関する報告をさせていただきます。

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、去る11月14日と17日の2日間、小泉昇一監査委員とともに、令和7年度の定例監査を実施いたしました。

その詳細につきましては、皆さまのお手元に配布してあります令和7年度定例監査報告書の写しをご覧いただきたいと思っております。

それでは、監査結果の概要を申し上げます。

本年度の監査は、出納室・建設課・子育て支援課・DX推進課・企画課・医療センター・議会事務局の7所属を対象に、本年度4月1日から10月末日までの財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理状況全般と併せて、富河保育所、栄保育所および医療センターについて現地調査を実施し、その状況を確認しました。

監査の結果であります。本年度実施した各所属における財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理状況は、全般を通じ、その処理状況は適正と認められました。

私ども監査委員において措置を求める事項及び指摘事項はありませんでしたが、評価する事項のほか、その一部については改善または検討を要する事項が見受けられました。

その主な内容は次のとおりです。

まずはじめに、出納室です。

令和7年度会計においては、前年度繰越額により資金調達が順調であるとの説明を受けました。しかし、今後は、町税の減収、交付税の減額と、また公共施設等の維持管理事業が予想されることに伴い、基金の運用等については、早期の段階から財政課と連携を図り、資金不足に陥ることがないように対策を講じられたい。

また、職員の配置体制や電算化による事務の細分化により、1人1係で事務を取っているのことで、防犯面や休暇対策としても事務の情報共有などが図られるように配慮し、今後も正確な事務処理に努められたい。

次に、建設課です。

公共土木・農林土木とも事業は順調に進捗していることが確認できました。

老朽化した橋梁の維持については、橋梁修繕計画や定期点検に準じて判定基準3以上のものを計画的に事業化し、修繕していくとのことでした。

今後も修繕計画に基づく耐震補強の実施は必須となりますが、補助金等も考慮した計画的な実施と工事には専門的な知識を要することから、施工管理には十分な注意をもって取り組まれます。

なお、公園の管理については、多くの公園が対象となっているが、利用状況を確認し、費用対効果を検証した維持管理に努められたい。

指名競争入札による工事請負契約については、全て価格公表を行って実施しているが、落札率には常に注視し、高止まりの状況にならないよう契約担当課との連携を図り、適正価格による工事発注に努められたい。

次に、子育て支援課です。

放課後児童保育事業、児童館事業と子育て支援に資する授業が各小学校区単位で行われていることを確認しました。

また、今後、国の施策も絡み、令和9年を目途に子ども家庭センターの設置を進めるとの説明も受けました。これは、町の第3次総合計画の中においても、総合戦略基本目標の遂行に向けて重要な施策と位置付けられ、設置に向けては専門職等の人員配置も必須となりますので、計画的に綿密な準備検討をお願いしたい。

栄と富河両保育所はともに定員は70名となっています。園児数は栄が41名、富河が32名で、そのうち3歳未満児は栄が15名、富河に10名が入所しています。

少子化により園児の減少が見られますが、社会情勢の変化等により、共働きの世帯などで3歳未満児の保育希望が増加傾向であり、園児数全体では減少するものの、3歳未満児数が増加しています。

必然的に保育士の確保が必要となり、今後もこの傾向が続くことが予想され、新規採用を含め保育士の確保と適正な保育運営に努められたい。

なお、両保育所を現地調査しましたが、園児たちが充実した環境で明るく元気に保育されていることに安心と微笑ましさを感じることができました。

次に、DX推進課です。

令和6年4月に新設された課で、その目的は各種デジタル技術を活用し、役場内の業務の効率化を図るとともに、町民に対しては行政サービスの質を高め、利便性向上に取り組むこととの説明でした。

町民がより便利で質の高いサービスを享受できるよう、まずは役場内の業務においてDX的な視点を踏まえた簡素化、省力化により、業務の効率化を着実に進めていただきたい。

なお、町民に対しては、スマホ教室などを通じて地道にデジタル技術への理解と利用の促進を図っていただくよう努められたい。

それとともに、デジタル格差解消への取り組みが非常に重要だと思われる。そのために、デ

デジタル化への対応については、第3次総合計画への答申にもあった、全ての町民にとって利用しやすい、分かりやすいデジタル化の推進をするよう、今後も継続して取り組まれない。

次に、企画課です。

町の将来展望、方向性の根幹を示す第3次南部町総合計画は、今年度計画期間の1年目をスタートさせています。

町の大きな議題である人口の減少については、過去に数回行政が実施してきた住宅施策は人口減少の緩和に直結し、少なからず影響してきたとの説明を受けました。住宅施策は町の最優先課題でもあり、第3次総合計画に基づき、子育て支援住宅促進住宅の整備計画が進められてきていますが、引き続き町民との十分な議論を重ねながら、子育て世帯に安心した生活環境が提供できるよう努めていただきたい。

次に、医療センターです。

身延山病院からの内科医師の派遣が減り、診療日程に苦慮している状況の中で、内科・小児科・外科・整形外科・精神科と多岐にわたる診療科目と、併せて両診療所を開設し、地域的な利便性にも配慮して町民に医療が提供されていることが確認できました。

しかし、当地域を取り巻く環境は極めて厳しく、今後一層その状況は顕著になるかと思われます。将来にわたり、この地域において安定した医療提供体制を構築すべく、令和5年度から本町の両診療所も医療連携の枠組みに加わりました。

そして、本年9月には3町の医療事務組合が設立され、本格的な協議が始まったところです。

令和9年4月をめどに、現状の医療施設を再編する大枠のスケジュールは決定しているようですが、現場で従事する職員間でのすり合わせについては、ほとんどなされていないのが実情です。

今後は、現場職員への丁寧な説明とすり合わせ作業が円滑に推移していけるよう取り組まれない。

なお、現地視察では、建築から37年が経過した施設と、医療機器の老朽化を確認しましたが、今後、前述した関連の協議内容を踏まえながら、施設機器の更新修繕のあり方等については検討を重ねながら取り組んでいただくようお願いします。

次に、議会事務局です。

令和5年12月に制定された議会基本条例の基本理念には、町民に開かれた議会が掲げられております。議会傍聴者は少ない人数で推移していますが、情報発信の工夫と町民が参画しやすい仕組みづくりへ、創意工夫を凝らして継続して取り組みを図っていくことをお願いします。

前回改選時からの議員定数の削減、議員報酬の見直し等、基本条例に則った議会改革が遂行されています。しかし、議員各自の資質向上、スキルアップのための議員研修会等の機会が少なく感じられます。定数削減により議員一人ひとりの仕事量は増えていると思われ、積極的な自己研鑽のためにも自発的な研修の実施が望まれます。

なお、今期議会から取り組まれている町民との懇談会については、開かれた議会の実現と町民の声を直接耳にする貴重な取り組みであると思われ、継続した実施を望みます。

最後に、年次有給休暇取得率であります。一部で改善された所属や、また男性職員の出産育児特別休暇の取得も確認しましたが、複数の所属や係については極めて低いことが伺われました。

改正労働基準法により、年5日の年次有給休暇の確実な施策が義務付けられ、厚生労働省は

今年度までに取得率70%以上を目指す目標を掲げるなど、ワークライフバランスの推進が更に進められています。

しかしながら、人員配置の問題もあってか、複数の所属で休暇の取得が厳しい現実となっていることが確認されました。

年次有給休暇は労働者に与えられた大切な権利であることはもちろんのこと、メンタルヘルスの不調に影響を与える要因となることがないように、本町に勤務する全ての職員が積極的に取得し、家族との団らんの機会やリフレッシュ休暇として有効活用されることを強く望む次第であります。

以上、抜粋して定例監査の結果に関する概要を申し上げましたが、業務多忙の中、2日間にわたりご協力いただきました関係職員の皆さまに感謝申し上げます。

なお、この監査報告書は12月1日に町長に提出してあります。

以上、定例監査の結果に関する報告といたします。

○議長（木内秀樹君）

以上で、監査委員の定例監査結果説明を終わります。

田中代表監査委員、ご苦労さまでございました。

以上で、諸報告を終わります。

---

○議長（木内秀樹君）

日程第4 町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

おはようございます。

それでは、12月定例会、議会の私の行政報告をさせていただきます。

令和7年南部町議会第4回定例会を開催いたしましたところ、何かとご多忙のところ、議員の皆さまのご出席を賜り、議会が開催されますことに心から感謝申し上げます。

それでは、今期定例会開会にあたり、一言ごあいさつと9月定例会以降の行政報告をさせていただきます。

OECD経済開発機構は2日に公表した経済見通しで、2026年の世界全体の実質経済成長率を、物価高の緩和や安定した雇用環境が成長を支えると見込み、2.9%と予想しました。

25年の3.2%とともに、前回9月の予想値をアメリカと中国の関税合意などが下支えするとみて据え置きました。

しかし、国別に見てみますと、日本は7月から9月期の国内総生産GDPが物価変動の影響を除く実質で前期比0.4%の減、年率換算では1.8%のマイナス成長となりました。

マイナス成長となるのは、2014年1月から3月期以来6期ぶりとなり、自動車を中心に輸出が不振で、トランプ政権の高関税政策の影響が表面化。住宅投資の落ち込みも響きました。

そのような状況の中、国会では10月21日、日本憲政史上はじめての女性総理大臣となる高市政権が発足し、高市総理大臣にとって初めての各党代表質問予算委員会が行われました。

高市政権は、強い経済を構築するための責任ある積極財政を掲げ、一般会計歳出規模1兆7千億円の補正予算を伴う総合経済対策を閣議決定いたしました。

この対策による実質GDPの押し上げ効果を1.4%と試算。その後、省エネ家電の販売増

などが個人消費に寄与したほか、半導体関連を中心に設備投資も堅調だったことにより、10月から12月期の国内総生産は物価変動の影響を除いた実質の季節調整値が前期比0.7%増、年率換算では2.8%増となりました。

ここで地域に目を向けてみますと、11月23日、10都県の知事や副知事が山梨県に集まり、人口減少問題への対応を協議する「日本創生に向けた人口戦略フォーラム in やまなし」が開催され、国の根幹に関わる静かな有事である人口減少問題を克服し、国民が連帯して行動する必要があるとした山梨宣言を採択しました。

宣言は、若者や女性の声に耳を傾け、魅力ある地域社会の構築に向けて行動するなど3つの柱で構成され、子育てしやすい住環境などについて議論されました。

こうした中、本町におきましても、今後、第3次南部町総合計画をもとに、子育て世代への経済的支援、子育て環境の整備や教育に力を入れ、定住促進事業を進め、人口減少抑制と本町が目指すベッドタウン化としての立場を明確にする施策を展開し、住んで良かった南部町の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

それでは、9月定例会以降の行政報告をさせていただきます。

9月15日、歌園迎賓館が開催されました。

この公演は、文化ホールに著名な3名の歌手と、NHK交響楽団オーケストラ14名を招き、トークとコンサートを特別料金で提供し、地域の人々に上質な音楽を楽しんでいただくことで、明るいまちづくりの推進を目指し、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的として実施されました。老若男女問わず、来場された348名の全ての方々が楽しむことができた公演となりました。

9月23日、内船護国神社の秋の例大祭に参列し、戦争で天に召された方々と公務に殉難された自衛官、警察官、消防士の皆さまの御霊の安らかならぬことを、国土の平和を心からご祈念申し上げてまいりました。

10月7日、町村長会議が開催され、来年度に向けた法令外負担金の審議方針や施策説明など令和8年度へ向けた活動が早くも動き出しました。

10月9日、峡南広域行政組合定例会が開会され、組合議員の高橋茂広議員、望月小五郎議員ともども出席してまいりました。

契約の締結が1件、決算認定3件、監査委員の選任1件の計5件の案件についてご承認をいただきました。

10月12日、アルカディア南部総合公園の多目的広場におきまして、アルカディアフェスタ2025年を開催いたしました。イベントは各種表彰から始まり、白鳥太鼓、青空ヨガ体験、大型カルタなどプログラムが行われました。今年度は新たに伸太郎さんによる防犯ミニライブや防災スポーツも追加され、多彩な内容で大いに盛り上がりました。

また、参加された方々は、楽しみながら防災についても学び、体験することができる充実したイベントとなりました。

10月14日から16日にかけて、佐賀県での全国土地改良大会に参加してまいりました。

人口減少に伴う過疎化、高齢化、担い手不足などによる地域の活力低下等の課題が山積している中、食料の安定的な供給を行うとともに、多面的機能を発揮させ続けるためには、農地、農業用水等の地域資源を健全な状態で次世代に継承していくことが必要であります。今回は、大会テーマを「水を利用して土を活かす佐賀で語ろう郷里の未来」と題し、農業農村整備事業の

役割について意見交換をしてみました。

10月17日、ホテルやまなみにおいて、来年度の財政運営に向けた地方の課題をテーマに、長崎知事、両副知事とその他県の幹部と意見交換会を行いました。

10月21日、山梨県市町村総合事務組合定例会が開催され、議長として出席してみました。補正予算1件、専決処分の承認1件、令和6年度決算の認定5件についてご承認をいただきました。

10月24日、山梨県土地改良事業団連合会第1回理事会が開催され、農業農村整備事業に関する予算の確保について要望書の取りまとめを行い、山梨県副知事および農政部長へ要請活動をしてみました。

10月25日、南部町女性団体連絡協議会主催の町長と語る会が改善センターで開催され、出席いたしました。

出席者の皆さんからは、住環境の問題、災害対策、女性団体の活動についてなど、女性目線での多岐にわたるご質問や貴重なご意見をいただきました。

10月29日、早川町、身延町、南部町医療事務組合議会第1回臨時会に出席してみました。

令和7年9月1日より運営しております同組合に関する専決処分の報告、発議による条例の制定を承認してみました。

11月11日、南部町戦没者慰霊祭を文化ホールにおいて開催され、334柱の御英霊の御霊に哀悼の誠を捧げてみました。

11月17日、山梨県農業農村整備推進協議会副会長として、小林政務調査会長をはじめ、関係する衆参議員や山梨県選出国會議員、財務省、農林水産省など農業農村整備事業関係予算の確保に向けて、会長の内藤韮崎市長を先頭に、県内の農業農村整備事業の推進に向け、精神的な要請活動を行ってみました。

11月21日、第1回山梨西部広域環境組合臨時議会が開会され、仲亀佳定議員ともども出席してみました。

新ごみ処理施設造成工事の請負契約締結についてご承認をいただきました。

12月1日、令和7年度の定例監査報告が田中代表監査委員、小泉監査委員からあり、各所属の事務執行、事業の管理状況等は適切であると評価をされました。

しかしながら、一部改善または検討を要する事項についてはご指摘がありましたので、真摯に受け止め、改善に努めてまいります。

12月5日、第2回の南部町総合教育会議を開催し、南部地区の小学校適正配置、中学校部活動の地域展開について協議検討いたしました。

小学校の統廃合につきましては、工事の進捗状況の確認、開校に向けての準備の検討がなされましたが、各委員から活発なご意見があり、改めて総合教育会議の意義を感じ取ることができました。

以上で行政報告を終了させていただきます。

○議長（木内秀樹君）

以上で町長の行政報告を終わります。

---

○議長（木内秀樹君）

日程第5 一般質問を行います。

一般質問は、通告書の一つの質問事項ごとに質問と回答を終了し、次の質問事項に進む、一問一答方式です。

一般質問の持ち時間は質問と回答の時間を含め40分です。

また、同一の質問事項についての再質問は2回までですので、よろしくお願ひします。

なお、残り時間は会場内のモニターに表示されますので、十分ご留意ください。

時間が経過した場合は、議長が質問を打ち切りますので、申し添えます。

最初に、2番、望月憲之議員の質問を許します。

2番、望月憲之議員の質問は2問あります。

まず1問目の質問を求めます。

2番、望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

それでは、私のほうから第1問目について質問をさせていただきます。

在宅介護サービスの質と量は計画どおりに堅持できるのか。

1980年以降、日本の高齢化は急速に進み、高齢者人口の増加に伴い、介護を必要とする人の数も大幅に増加しました。特に核家族化や共働き世帯の増加により、家族だけで高齢者を支えることが難しくなり、介護を社会全体で支える仕組みが必要となってきました。

南部町では、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を3年ごとに見直しを行い、高齢者福祉施策を推進しています。

今回、第9期南部町介護保険事業計画が令和6年、昨年4月にスタートして1年8カ月が経過しました。

介護計画はこのように立派な計画書を伴っております。

計画では、介護サービスの充実を図りながら、介護給付の適正化を推進し、持続可能な介護保険制度の運営を確保していくことが重要であるとしております。

また、地域の支援や福祉、介護、医療が連携を図り、地域包括ケアシステムを推進することや、町の実情に応じて多様なサービスを充実し、効率的な支援を目指すこととなっております。

現在、町内の居宅サービス事業所は、訪問介護が1事業所、訪問看護が1事業所、通所介護（デイサービス）、これが7事業所、短期入所生活介護が2事業所、福祉用具貸与1事業所であり、訪問入浴介護とか訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーションについては0事業所という状況であります。

これらの在宅サービスをスムーズに利用するためには、居宅介護支援事業所のケアマネジャーに依頼し、ケアプランを作成してもらうことになっております。この事業所も町内には3事業所のみであります。

富沢デイサービスと、南部居宅介護支援事業所は公設民営で、慈生園は公設公営での運営になっておりますが、その他の事業所は全て民間の運営になっております。

第9期南部町介護保険事業計画策定の趣旨では、高齢者を取り巻く状況の変化を踏まえ、南部町地域包括ケアシステムの更なる深化・推進と高齢者福祉施策の効率的、効果的な運営を図り、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを営むことができることを目指すとしております。

しかしながら、高齢者を含めた人口減少が進む中であって、在宅サービス事業の経営を持続

させていくことは大変厳しいのではないのでしょうか。

富沢デイサービスセンターの公設民営、公設公営の事業所は、行政の財政支援によってサービス事業を継続することは可能であると考えますが、民間事業所は、対象となる高齢者が減ることで収入が減少し、人件費や物価の高騰などで収支のバランスが崩れることが予想され、今後経営が厳しくなり、事業所の閉鎖や撤退が危惧されます。これは全国的な概要になっております。

介護保険料を適正に納付している高齢者からすれば、保険料は納めてきたが、今後希望するサービスが受けられない状況が生まれることになりかねません。

特に訪問介護事業は、第8期介護保険事業計画の実績において、延べ3万7,983回、1,860人の利用がありました。町内の多くの在宅高齢者は、家庭では一人でお風呂に入ることができないなど、不自由していることが多いわけですが、訪問介護サービスによって生活全般の支援を受けてきました。

高齢者が要介護状態になったときに、こうしたサービスが受けられないことになれば、介護保険事業計画の趣旨である高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを営むことができなくなります。

町が掲げる住み慣れた地域で自立した生活を送ることができる地域づくりに向けて、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援の5つのサービスを切れ目なく一体的に提供していく地域包括ケアシステムの崩壊につながりかねません。

町では、居宅サービスや居宅介護サービス事業所の維持存続に向けてどのように考え、支援していくのか伺います。

また、地域包括ケアシステムの円滑な運営のためには、サービス提供事業者の運営状況や今後の方針等について、町との協議の機会を設けることが必要だと思いますが、どのように考えているのか、併せて伺いをいたします。

○議長（木内秀樹君）

望月憲之議員の質問が終わりました。

福祉保健課長の答弁を求めます。

近藤課長。

○福祉保健課長（近藤利也君）

望月憲之議員のご質問にお答えをさせていただきます。

南部町高齢者保健福祉計画・第9期南部町介護保険事業計画が令和6年の4月を始期とする3カ年計画として始まり、今日で1年8カ月が経過いたしました。

この計画は、高齢者を取り巻く状況変化を踏まえ、南部町地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進と高齢者福祉施策の効率的効果的な運営を図り、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを営むことができることを目指し策定した計画となります。

策定に当たっては、国全体で計画期間中に団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎えること、高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療、介護双方を必要とする高齢者などさまざまな福祉サービスを利用する要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれること、さらには都市部と地方では高齢化の進み方が大きく異なっております。

これまで以上に中期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて、介護サービス

基盤を整備するとともに、地域の実情に応じた介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を、優先順位を検討した上で、計画に定めることが重要であるとの基本的な考え方の下、町内の介護保険事業者代表や被保険者代表、保険、福祉、医療機関の代表から成る南部町地域包括支援センター運営協議会において、これまでの介護保険給付の実績を参考にしながら検討をするとともに、地域包括支援センター、地域密着型サービスのあり方についても議論を重ね、策定した計画となります。

議員ご質問の中の民間事業者の経営が厳しい状況ではないかのご指摘ではありますが、高齢者を含めた人口減少、対象となる高齢者の減少、昨今の人件費や食材費、光熱水費などの高騰は民間事業者に与える影響は大きく、公設事業者の収支状況から見ても大変に厳しい状況ではないかと認識をしております。しかしながら、介護保険事業者の経営は介護報酬により賄うことが基本でありますので、安定的な事業運営に必要な介護報酬水準につきましては、国が設定することが望ましいと考えます。

このような中で、先月の11月21日には、強い経済を実現する総合経済対策が閣議決定されました。

介護分野においては、医療介護等の支援パッケージが緊急措置されることとなり、その内容といたしましては、介護報酬の改定時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的な対応として、賃上げ、職場環境改善の支援を行うほか、介護事業所・施設が物価上昇の影響がある中でも必要な介護サービスを円滑に継続するための支援を行い、ICT等のテクノロジーの導入や経営の共同化、訪問看護・ケアマネジメントの提供体制の確保に向けた取り組みを支援することとしています。また、重点支援地方交付金においては、介護事業所・施設に対するエネルギー価格や食料品価格等の物価高騰に対する支援の継続、拡充が盛り込まれているところであります。

一方で、原則3年に一度の介護報酬の改定につきましても、本来の改定時期を早め、令和8年度に臨時的に改定をすることとしており、強い経済を実現する総合経済対策とともに、緊急かつ実効性のある支援を強力に進めていくこととしておりますので、町といたしましても、こうした支援策の内容をしっかりと確認した上で、その活用を介護保険事業者に対し促してまいりたいと考えております。

議員ご質問にあります居宅サービスや居宅介護サービス事業所の維持存続に向けてどのように考え、支援していくのか、また、「地域包括ケアシステム」の円滑な運営のために、サービス提供事業者の運営状況や今後の方針等について、町との協議の機会を設けることが必要と思うが、どのように考えているのかのご質問ですが、町といたしましては、高齢者を含めた人口減少に伴い、新規事業者の参入も厳しい状況にあると考えておりますので、中期的な地域の人口動態や介護ニーズなど、町の実情に応じた介護サービス基盤を整備することが重要であるとも考えます。

町と既存のサービス提供事業者との連携は必要不可欠でありますので、事業者が抱えている課題の把握や、今年度実施しました介護保険ニーズ調査の結果を踏まえながら、在宅介護サービスの質と量を確保しつつ、令和8年度中の「南部町高齢者保健福祉計画・第10期南部町介護保険事業計画」の策定に併せて、介護サービスごとに事業者と協議検討する機会を設けてまいります。

いずれにいたしましても、介護サービスを必要とする高齢者が介護難民とならないことが最も重要でありますので、高齢者はもちろんのこと、介護保険事業者にも寄り添いながら、町の

介護給付基盤の維持に努めてまいります。

○議長（木内秀樹君）

福祉保健課長の答弁が終わりました。

再質問はありますか。

望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

ただいまの答弁で第10期南部町介護保険事業計画策定に当たっては、介護サービスごとに事業者と協議する機会を設けていくということであります。町と既存のサービス提供事業者が連携し、計画の点検、評価を行い、計画の実施状況を把握して、課題分析および必要な対策を講じるPDCAサイクルを確立し、効率的、効果的な運営によって在宅介護サービスの質と量を確保していただきたいと思っております。

答弁にありましたように、国は物価や賃金が上がっている影響で経営が大変になっている介護事業者や施設に対して、令和8年度の報酬改定を待たずに、令和7年度補正予算で医療・介護等の支援パッケージを緊急措置しました。

これは、介護の現場において給料がほかの仕事より低い、介護の仕事を辞める人が増えてしまう、人手が足りなくなるということから、介護職員の処遇を改善し、介護事業者の運営を幅広く支えるためのものであります。

また、地方公共団体が行う物価高対策を支援するための重点支援交付金においても、物価高に大きく影響を受ける介護事業者への支援が追記されております。併せて、有効な活用をお願いしたいと思います。

介護事業者数にも地域差があり、人手不足により受けたい介護を受けられないという地域が存在してきています。特に老老介護、つまり65歳以上の高齢者が65歳以上の高齢者を介護する状況が増えてきています。高齢夫婦間での介護や高齢の兄弟姉妹間での介護、高齢になった子がさらに高齢の親や身内の介護をするケース等がこれに該当すると思っております。

老老介護の増加に伴い、介護を担う高齢者たちの健康状態や生活環境が悪化する恐れがあり、介護に疲れた方による悲惨な事件が全国各地で起きております。

地域の支援や社会福祉制度の充実、在宅介護サービスの拡充などが求められ、家族や身内だけでなく、地域のボランティアや介護従事者との連携も大切であると考えております。

本町においても、老老介護の増加に備えた介護体制の整備支援が必要であり、そのことにより、高齢者たちの生活の質を向上させ、社会全体の負担を軽減することにつながると思っておりますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（木内秀樹君）

望月憲之議員の質問が終わりました。

福祉保健課長の答弁を求めます。

近藤課長。

○福祉保健課長（近藤利也君）

望月憲之議員の再質問にお答えをさせていただきます。

近年、核家族化が進行する一方で、高齢化が加速しており、南部町でも老老介護や認認介護の増加が社会的課題となってきております。この状況を踏まえ、町では、在宅一人暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦世帯等の推移を見据えながら、3カ年ごとの南部町、高齢者保健福祉計画、

南部町介護保険事業計画を策定してまいりました。

議員からの老老介護の増加に備えた介護体制の整備支援が必要であり、そのことで高齢者の生活の質の向上と社会全体の負担軽減につながるとのご質問に関しましては、町といたしましても、これらの課題には、高齢者の尊厳の保持と自立支援を目的に在宅福祉サービスの充実に努めてきたところでありますが、在宅福祉サービスの充実だけでは十分とは言えず、地域の皆さま、町の各種関係団体、各種ボランティア団体の皆さまや民生児童委員、福祉推進員、医療機関、介護施設、介護支援専門員、社会福祉協議会など、多様な関係機関との協力連携も必要不可欠であるとの認識をしているところであります。

この認識のもと、町では、平成26年度から地域包括ケアシステムの構築を進め、令和6年度からはその深化推進に取り組んでおります。

また、これまでの支える側と支えられる側という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる共生社会の実現を目指し、全庁体制で対応していくことも必要であると考えております。

地域の皆さまにおかれましては、従来どおりの見守り活動や、お声がけの継続をお願いするとともに、地域において介護を担う高齢者等の健康状態や生活環境が懸念されるご家族がおられましたら、役場福祉保健課内の地域包括支援センターへご相談をいただけるようご案内していただければ幸いです。

介護に関する相談を気軽にできる場所があることを知っていただき、実際に相談をすることで、介護者の負担軽減だけでなく、社会全体の負担軽減にもつながると考えます。

今後とも皆さまのご理解とご協力のほどをよろしくお願い申し上げ、望月憲之議員の再質問のお答えとさせていただきます。

○議長（木内秀樹君）

福祉保健課長の答弁が終わりました。

質問をありませんか。

望月議員。

○2番議員（望月憲之君）

国の新たな医療・介護支援パッケージ、あるいは南部町の地域包括ケアシステムの有効活用、これを図っていただき、高齢者福祉施策の効率的、効果的な運営をサポートしていただき、高齢者の皆さんが可能な限り住み慣れた南部町で自分らしい暮らしを営むことができるように、また、介護難民が出ないように在宅介護サービスの支援をお願いし、1つ目の質問を終わらせていただきます。

○議長（木内秀樹君）

これで1番目の質問を終了いたします。

次に、2番目の質問を求めます。

望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

2つ目は、最近話題になっておりますクマ出没への対応と緊急銃猟についてお伺いをしたいと思います。

近年、全国的にクマなどの出没や被害が相次ぐ中、山梨県のツキノワグマ出没マップによりますと、南部町でも2024年には8件、2025年にも8件の目撃情報があり、人身被害や

農林業被害防止のための対策が必要となってきました。

また、これと同時に全国的に個体数の減少が懸念されています。クマ類について、保護管理に関する施策を求める必要性も生じております。

全国では、クマによる人的な被害が今年4月から10月までに196人あり、過去の同じ時期としては最悪であります。犠牲になった人は11月3日までに13人でありまして、現在16人ということになっております。こちらも過去最高になっております。

山梨県内では、令和7年6月28日に北杜市、8月3日に身延町でツキノワグマによる人身被害が発生しています。予期せぬクマとの遭遇により、人身被害や人家や農地付近での生活被害および農作物被害の防止のため、十分な対策が必要であります。

県と市町村は、緊急の対策会議を開き、今後、市町村の判断で、市街地でも銃を使った駆除ができる緊急銃猟のマニュアルを作成することなどを確認しております。

甲府市は、クマの対応マニュアル策定を発表し、マニュアルにはクマ発見時の指示系統を記載したほか、市街地に居座った場合に市長を本部長とする対策本部を立ち上げるなどの対応策を明文化しております。

しかしながら、市街地に現れたクマに対して緊急銃猟ができるハンターが見つからないことから、今後は市内の猟友会などを対象に独自に聞き取り調査を行って、緊急銃猟に対応できるハンターを探すとしています。

南部町では、クマ出沒への対応とマニュアル策定について、またこの緊急銃猟についてどのように対応していくのか、お伺いをいたします。

○議長（木内秀樹君）

望月憲之議員の質問が終わりました。

産業振興課長の答弁を求めます。

佐野課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（佐野郁夫君）

望月憲之議員のクマ出沒への対応と緊急銃猟についてのご質問にお答えいたします。

全国的にクマによる人的被害や農林業での被害が増加しており、山梨県内においても人身被害が発生するなど深刻な状況となっております。

また、目撃情報も増加傾向にあり、今年度にあつては山梨県内で308件の報告が、町内でも4月から10月までの間に13件の目撃情報が寄せられております。例年に比べその件数は顕著に増加しており、近年では山間部だけでなく住宅地周辺の出沒も多く確認されております。

このため、住民も日常生活の中でクマを引き寄せないような配慮をすることが必要となります。こうした状況の背景には、自然環境の変化や里山の管理不足などが指摘されており、本町としてもこれも重要な課題と認識しております。

本町の現状と取り組みについてはありますが、現在、ツキノワグマなどの出沒に関し、人身被害を防止するための予防策を実施しているところです。

具体的には、地域住民から目撃情報を受けた際に速やかにFM告知端末やLINE公式アカウントを活用して町民に対して情報提供を行っております。

それと並行して猟友会に連絡をとり、現地確認を行い、目撃情報が多い地域では有害捕獲を実施することとし、町が猟友会に捕獲許可を付与しております。

一方、保護活動におきましては、ドラム缶型の捕獲檻を設置し、猟友会から捕獲報告を受け

た場合には、町長と協議の上、放獣の適否を判断しておりますが、できうる限り放獣対応に努めております。

しかし、近年の町内における状況といたしましては、住宅に極めて近い地域での出没事例が増加しており、捕獲後も再度出没する可能性が高いため、人身被害防止を最優先に駆除を判断するケースが増えております。

駆除の実施に当たっては、県や警察に状況を報告し、適切な安全管理を講じた上で対応しております。具体的には、民家からの距離や安全確保を考慮し、警察官立会いのもとで猟友会が駆除を行い、捕獲調書を作成後に県へ提出しております。

次に、マニュアルの策定についてであります。本町ではすでにツキノワグマの捕獲時に伴う対応マニュアルは作成しており、有害捕獲時や錯誤捕獲時にも適用できる形で運用しております。このマニュアルに基づき、適切かつ安全で効果的な対応が可能となるようになっております。

また、県では、「山梨ツキノワグマ緊急対策パッケージ」をまとめました。

この対策パッケージでは、「出没対策」、「被害未然防止」、「生息環境の整備」を柱としております。現在、緊急銃猟に関する対応手順などを定めた県内共通のマニュアルの策定を進めており、市町村、猟友会、警察、消防との協力の下、訓練を年内に実施する予定としております。

本町におきましても、緊急銃猟へ対応する体制整備を早急に進めていく必要があります。

備品購入や保険加入につきましては、国の補助金を活用する中で当初予算へ計上し、対応してまいります。また、捕獲の担い手確保につきましては、支援事業として具体的な方策を検討し、進める予定となっております。

緊急対応マニュアルに関しては、県が現在策定中のマニュアルが完成次第、クマ出没時の初期対応として、住民への周知を図るために、町独自の「クマ対応マニュアル」の策定準備を進めております。

このマニュアルでは、クマが現れた場合における指示系統や地域住民がとるべき行動を具体的に定め、速やかな対応ができる体制を整備してまいります。

緊急銃猟制度とは、クマやイノシシが人の日常生活圏に出没した場合に、町長の判断により銃器を使用して捕獲を行うことが可能となる制度であります。この制度に基づき緊急銃猟を実施するためには、次の4つの条件を全て満たす必要があります。

1. クマやイノシシが人の日常生活圏に侵入していること。
2. クマやイノシシによる人命または身体への危険を防止するため、緊急の対応が必要であること。
3. 銃器以外の方法では、的確かつ迅速な捕獲等が困難であること。
4. 住民や第三者に銃猟による危害を及ぼす恐れがないこと。

これらの条件を全て満たした場合、町長は職員に指示を出すか、また職員以外の者に委託することで、対象のクマやイノシシを銃器で捕獲することが可能となります。重ねて申し上げますが、緊急銃猟は、人の日常生活圏における安全が確保された場合のみ実施されることとなります。

本町では、これらの取り組みを通じて、住民の安心安全を守るため、可能な限り早期に実効性のある対策を進めてまいります。

また、クマの保護管理という課題も併せて考慮し、県との連携を図りながら、地域の自然環

境や生態系に配慮した対応を継続してまいります。

○議長（木内秀樹君）

産業振興課長の答弁が終わりました。

再質問はありますか。

望月議員。

○2番議員（望月憲之君）

町独自のクマ対応マニュアルの策定準備が進んでいる。クマが現れた場合における指示系統や地域住民が取るべき行動がはっきりするという事で不安が軽減されます。

緊急銃猟に関する対応手順などを定めた県内共通のマニュアルの策定も進んでいるということですが、本町におきましても、クマの目撃情報が多くなり、緊急銃猟へ対応する体制整備を早急に進めていく必要があると思います。

緊急銃猟に関する備品購入、あるいは保険の加入、捕獲の担い手確保についても速やかな整備を検討しているということですが、緊急銃猟は、発砲による物損事故や人身事故の可能性も憂慮され、ハンターの不安もあるのではないのでしょうか。こうした不安に対する対応についてお伺いをいたします。

また、県では、出沒対策、被害未然防止、生息環境の整備を柱とした「山梨ツキノワグマ緊急対策パッケージ」をまとめておりますけれども、本町においては、森林環境譲与税等の活用によって、人の日常生活圏に近い里山を整備し、クマやシカ、イノシシが隠れる場所を少なくすることが最も有効ではないのでしょうか。生息環境の整備の今後の取り組みについてもお伺いをいたします。

○議長（木内秀樹君）

望月憲之議員の質問が終わりました。

産業振興課長の答弁を求めます。

佐野課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（佐野郁夫君）

再質問にお答えいたします。

緊急銃猟に関する国のガイドラインにおいては、自治体を実施する際の責任の所在について明確に規定されています。

緊急銃猟とは、野生動物による被害を防止し、地域社会の安全を確保するために、自治体が特別な許可の下で実施する措置です。その際、物損事故が発生した場合には、自治体が補償責任を負い、人身事故が発生した場合には国家賠償法に基づき市町村が賠償責任を負うとされています。

そのため、緊急銃猟は自治体が主体となって計画実施するものとされ、不測の事態に対しても最終的な責任を負うこととなります。

また、実施計画の策定や安全管理、教育などについても、自治体の責任において運用されることとなります。

町といたしましては、緊急銃猟は町の責任のもとで安全に実施しなければならないため、緊急銃猟に伴う事故への備えとして、賠償保険の加入を検討しております。特に、第三者への負傷や物的損害をカバーできる保険内容を確保することが重要です。具体的には、以下のような対応を予定しております。

まず、物損事故への対応として、緊急銃猟時に発生する物損事故について、町が緊急銃猟時補償費用保険に加入し補償を行います。

また、人身事故への対応として、自治体による対応、地方公共団体向けの総合賠償責任保険を活用し、賠償責任に備えます。

猟友会による対応として、狩猟業者用総合保険などに加入し、緊急銃猟に従事する個人に対する補償を確保します。これらの対策を通じて、緊急銃猟実施時のリスクを軽減し、猟友会員の皆さまに安心していただけるような運営に努めてまいります。

議員のおっしゃるとおり、住民の日常生活圏やその付近において、クマを寄せ付けないため、クマの出没対策となるような環境の整備は極めて重要であると認識しております。

町では、竹林整備事業や重要インフラ施設の周辺整備事業、森林病虫害等被害対策事業、森林管理制度による森林整備など、森林環境譲与税を活用した事業を継続的に実施してまいります。

さらに、クマは、餌を求めて果樹や農産物、そして生ごみを狙う習性があります。一度、人里で餌を得たクマは、その学習能力の高さから同じ場所に繰り返し出没する傾向があります。

特にごみ捨て場、畑、果樹園はクマにとって魅力的な餌場となりやすいため、これらの管理を徹底することが非常に重要です。住民全体で意識を高め、クマにとって魅力のない環境を整備することが求められます。そのため、町民の皆様には継続的な啓発をしてまいります。

○議長（木内秀樹君）

産業振興課長の答弁が終わりました。

何か望月議員からありますでしょうか。

○2番議員（望月憲之君）

南部町でもクマ対策マニュアルの策定準備が進んでいるということで、策定後については、いち早く住民に周知、説明をしていただいて、クマが現れた際も慌てることがないように対応ができる体制整備をお願いして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（木内秀樹君）

以上で望月憲之議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開は11時から行いますので、よろしく願いいたします。

休憩 午前10時45分

---

再開 午前11時00分

○議長（木内秀樹君）

それでは、休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、一番、芦澤潤一郎議員の質問を許します。

芦澤潤一郎議員の質問は2問あります。

まず1番目の質問を求めます。

1番、芦澤潤一郎議員。

○1番議員（芦澤潤一郎君）

それでは、私から2問、一般質問をさせていただきます。

まず1問目です。

「きれいなまち」にするため。

今まで多くの議員が耕作放棄地の問題を取り上げてきましたが、なかなかいい方向に進んでいないのが現状です。そこで、私なりの考えで、この耕作放棄地のあり方を問いたいと思います。

現状、町の耕作放棄地は185ヘクタールから190ヘクタールで推移しています。耕作放棄地の問題としては、食料自給率の低下、周辺農地への悪影響、鳥獣被害の拡大、防災機能の低下と災害リスクの増加、不法投棄の温床化、また、農地としての質の低下が考えられます。

それでは、なぜ耕作放棄地が増加するのか。その原因は、農業者の高齢化や後継者不足、農業の担い手が減少したことによる労働力の不足、農産物価格の低迷や土地の条件が悪く生産性、収益性が低いこと、野生動物による被害が深刻で農業を継続することが困難になることによりです。

そこで、耕作放棄地を防ぎ、再生利用を促進するための対策はどうすればいいのでしょうか。各自治体では、耕作放棄地を管理し、必要とする農業者や新規参入者に貸し出す農地バンクの活用促進、また農地の再生に向けた補助金制度の整備、遊休農地の監視強化等、耕作放棄地は単なる土地の遊休化にとどまらず、社会・環境問題を引き起こす可能性があるため、地域全体での対策が重要です。例えば、新規就農者の確保や企業による農業分野への参入を促進するなど、多角的な取り組みが必要と考えます。

農地の再生にはどうするか。まず、新規の作物の導入です。従来の作物では採算が取れない、または重労働となる場合、比較的手間のかからない作物、そば、大豆、ニンニク等などへの転換を図り、営農の再開を支援する。また、地域が協力し、農地を集約して大規模化を進め、効率的な管理を実現するなど、地域担い手による共同作業を行います。

こうした集落営農の仕組みは、地域の農家が共同で法人や団体を設立し、農地の管理や農作業を共同で進めるものです。この取り組みにより、耕作放棄地の解消と新たな放棄地の発生防止が期待されます。さらに、営農型太陽光発電の併用など、新たな農地活用方法も検討すべきでしょう。

周辺環境美化の必要性も大切です。例えば、中部横断自動車道の富沢インター周辺では、スキヤブタクサなどに覆われた耕作放棄地が目立ちます。中部横断道の開通によって多くの人々が南部町を訪れる機会が増えたことから、この地域を「きれいな町」に整備することは訪問者の印象を向上させるほか、移住を希望する人々に対して良いイメージを与えるきっかけにもなるでしょう。

先の一般質問でも触れられた「機械化」に関する質問では、さらなる具体的な提案ができません。草刈りや農地管理をボランティアや農業法人などに委託し、町が必要な機械や資材を補助することで、地域住民が主体的に維持管理を行う仕組みを構築する可能性があります。

このような地域単位での取り組みにより、町全体の景観、つまり耕作放棄地を改善し、「多くの人が住みたいと考える町」を目指すことができると考えます。町の考えを伺います。

○議長（木内秀樹君）

芦澤潤一郎議員の質問が終わりました。

産業振興課長の答弁を求めます。

佐野課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（佐野郁夫君）

芦澤潤一郎議員の「きれいな町」にするためのご質問にお答えいたします。

本町の耕作放棄地の現状については、議員ご質問のとおりではありますが、町といたしましても一朝一夕に解決策を見いだせる課題ではないと承知しております。

議員ご指摘の食料自給率の低下を初めとする諸課題につきましても、深刻な状況であるとはあることは認識しております。

この耕作放棄地対策は、本町農政のみならず、町の重要課題であり、複合的な施策を講じて農地の荒廃抑制に努めているところです。

主な施策としては、山梨県農地中間管理機構や町の農業委員会を中心に、農地の賃貸借や売買契約を推進しております。しかしながら、荒廃農地は山林化した筆を除いても数千筆あり、一斉に対応することは極めて困難であり、農業委員や近隣住民からの情報提供をもとに所有者および現地を確認し、農業委員会が文書により適正管理を依頼しているところです。これに加え、中山間地域直接支払交付金制度、中山間地域総合整備事業、農業水路改良事業、鳥獣被害対策事業、奨励作物栽培支援事業など、さまざまな事業を取り入れて耕作放棄地の解消に取り組んでおりますので、これらの事業は継続的に今後も取り組んでまいりたいと考えております。

推奨作物を取り入れることや、農地を集約して法人化するなど、集落営農が実現することになれば、町としても耕作放棄地の解消に大きな可能性と効果が生まれるのではないかと期待しております。

しかし、この仕組みは、地域全体が力を合わせて効率的に管理することで、大規模な営農を実現するものです。

地域からの要望があれば、県や関係団体と連携して町も支援してまいります。一方、就労者の確保といった大きな壁が立ちほだかることも予想されます。

雑草で埋め尽くされた農地が、手間の少ないそば、大豆、ニンニクなどへの転換が図られ、集約された田んぼ一面には稲穂が輝き、きれいで豊かな田園風景が広がる、まさに「きれいな町」に生まれ変わることとなります。

そこで、町といたしましても、農地の集約や共同作業を通じ、規模拡大と効率的な管理体制の構築を進めてまいります。

また、法人や団体の設立支援により、住民の負担軽減と協力体制づくりを後押しいたします。作物の転換を通じた営農再開支援も推進いたします。

具体的には、収益性が低い従来の作物から転換、技術指導や販路拡大の支援を通じて営農再生をバックアップしてまいります。さらには、町と地域住民が協力して、農地管理や景観保全の効率化を目指してまいります。

草刈りや管理作業につきましては、これまでの一般質問にお答えいたしましたとおり、機材や資材を補助し、住民主体の維持管理を推進いたします。

いずれにいたしましても、耕作放棄地の解消や環境美化は、農業振興のみならず、景観向上、移住促進に直結いたしますので、住民や関係団体と連携した整備に努めてまいります。

これらを実現することにより、地域の魅力を高め、議員ご提案の「住みたいと考える町」に全力で取り組んでまいります。

○議長（木内秀樹君）

産業振興課長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

芦澤議員。

○1 番議員（芦澤潤一郎君）

町の耕作放棄地についてですが、ただいま課長が答弁した内容で理解はできました。大変前向きな回答をいただいたと思います。耕作放棄地を何とかしようとする例があります。今年、山日YBS農業賞のチャレンジ賞を受賞した甲州市の株式会社めぐりフルーツは、高齢化や耕作放棄地の増加といった地域課題を捉え、耕作の見通せない農地を借り入れし、担い手へ継承する仕組みを確立するため設立されたJA出資型の法人であります。

市と連携した地域おこし協力隊を研修生として受け入れ、農業機械を支給しながら、桃やぶどうの一連の栽培技術を3カ年で習得させ、確かな技術力のある担い手として育成をしております。

このように耕作放棄地を解消しようとする自治体も増えてきました。現状は自治体だけではなかなかうまくいかず、地域団体との協力は欠かせません。

そこで再質問ですが、回答で機材や資材を町で補助すると言いましたが、機械、資材等、どのような機械が対象になるのか、またその補助金はどの程度なのかをお伺いします。

○議長（木内秀樹君）

芦澤潤一郎議員の質問が終わりました。

産業振興課長の答弁を求めます。

佐野課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（佐野郁夫君）

再質問にお答えいたします。

耕作放棄地の解消につきましては、地域住民などから対策について強い要望があった場合、具体的な計画を策定して進めることが必要であると考えております。

まず、耕作放棄地の規模や状態を正確に把握し、その再活用計画を地域のニーズに基づいて支援することが重要です。

このため、地元農家や地域住民、農業委員会、関係団体と対策に向けて対話を行い、課題やニーズを具体的に洗い出した上で、的確な支援策を設計してまいります。

また、支援策を公正かつ効率的に活用できるよう、補助対象となり得るかを確認し、利用者が公平に機材や資材を活用できる仕組みづくりに努めてまいります。

機材や資材の補助対象につきましては、次のような内容で検討をしております。

まず、重機類、トラクター、ロータリーなどありますが、耕作放棄地を整備するためには、草の刈り取り、地面の掘り起こしといった整備作業が必要不可欠です。

重機の購入や貸出支援を補助対象とすることで、これらの整備が効率的に進められるようにしたいと考えております。

次に、草刈り機、刈り払い機、手押し式ハンマーナイフについてであります。草や雑木が繁茂した耕作放棄地では、まず草刈り作業が求められます。

このため、草刈り機や小型の整備機材を補助することで、作業効率の向上を図ってまいります。

また、資材につきましては、現在活用している施策、例えば農道水路改良事業、鳥獣被害対策事業、奨励作物栽培支援事業、中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払交付金などを活用しながら対応していくことを基本としてまいります。

補助率や補助金額の限度額につきましては、現時点で具体的にお示しすることはできかねますが、購入金額の2分の1程度として設定する方向で検討を進めてまいります。

今後、耕作放棄地の解消を目指している農用地の面積を明確にし、具体的な基準を定めてまいります。また、先進地地域における取り組み事例なども参考にしつつ、本町の実情に即した対策を目指してまいります。このほか、住民主体による維持管理体制の整備も視野に入れながら、地域全体で耕作放棄地の解消に向けた取り組みを推進してまいります。

この耕作放棄地の整備や環境美化は、農業振興のみならず、景観向上や移住地選定にもつながる重要な施策であると考えます。まちの魅力を高める取り組みとして、住民や関係団体と力を合わせ、積極的な整備に努めてまいります。

議員ご提案の住みたいと考える町になれるよう、町として誠心誠意取り組んでまいります。

○議長（木内秀樹君）

産業振興課長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

芦澤議員。

○1番議員（芦澤潤一郎君）

ただいまの質問で、資材、機材を用いた農地の再生ということは、かなりその住民、地域の方の力がなければできないという、まだマニュアルがまだできていないと思いますが、ぜひともこの機材や資材を補助していただければ、耕作放棄地は少なくなると思います。

また、今後、その管理等のシステム等については、いろいろな関係機関と併せて考えていかなければいけないと思います。

町と地域住民が協力して農地管理や景観保全をすれば、今後、町は本当に「きれいな町」になると考えます。

最後になりますけど、「きれいな町」にすることは耕作放棄地だけではありません。道路や河川、わが町では森林もあると思います。また、学校や各種施設、広場、グラウンド等多々あります。町の管理するものは、担当各課と、それを使用する住民が対応し、それ以外は町の主導により住民が協力して対応する。そうすれば各課でそれを連携して対応していただければありがたいと思います。

景観の向上には、住民一人ひとりがその意識を持ち、まず家の周りからきれいにする、それが大事なことだと考えます。その結果が、「きれいな町」、そして「住みたいと考える町」につながると思います。

ぜひとも明日から皆さん行動を起こしましょう。

以上で、私の1番目の質問を終わります。

○議長（木内秀樹君）

これで1番目の質問を終了いたします。

佐野町長。

○町長（佐野和広君）

行政報告の中で言いましたように、土地改良連合会の役員をやっており、全国大会へ参加した際など農水省の方々と様々な話をしています。現在、耕作放棄地の問題、長年議題には上がるけどなかなか進んでいない現状ですが、成功事例については、その地域にリーダーシップを取れる人がいることが多いです。行政としてはそういった環境へ、支援をすることで、改善に向

けてよい循環が生まれている、そういう事例を少し調べていただければありがたいです。

○議長（木内秀樹君）

次に、2番目の質問を求めます。

芦澤潤一郎議員。

○1番議員（芦澤潤一郎君）

それでは、2問目の質問をさせていただきます。

町のキャラクター「タケノコマン」の現在の活用状況と今後の戦略は。

自治体のご当地キャラクターは、県内では甲斐市の「やはたいぬ」、富士川町の「ゆずにゃん」、身延町の「みのワン」、県外では熊本県の「くまモン」、彦根市の「ひこにゃん」、奈良県の「せんとくん」が有名です。

現在、全国の自治体では市町村の特色を生かしたキャラクターが人気を博しており、その地域の魅力を存分に発信・活用し、観光振興や地域経済の発展にも大いに貢献しているところがあります。特に自治体のイメージアップ、観光客の増加、グッズの販売、イベントでの集客などを通じ、大きな経済効果を生み出しています。

具体的には、地域のPRによる知名度の向上、特産品とのコラボによる売り上げの増加、イベント出演による消費の拡大などが見込めます。

成功事例を挙げると、数年から10数年で数十億円から数百億円規模の経済波及効果を生み出したケースもあります。

経済効果の具体的な内容としては、まず観光客の誘致ですが、これはキャラクターをきっかけにその地域に興味を持つ観光客が増加し、来訪者数や地域消費が増加します。栃木県佐野市の「さのまる」の事例では、観光客が213万人増加し、約383億円の経済波及効果があると推測されています。

また、グッズ販売収入については、キャラクターのグッズ販売による直接的な売り上げ増加が見込めます。「さのまる」では関連グッズで4億円以上の売り上げがありました。

イベント集客については、地域のイベントにキャラクターが出演することで、来場者数が大幅に増加します。「さのまる」でのイベント出演による経済効果は205億円以上と試算されています。

地域PRによるパブリシティ効果について、テレビや新聞、インターネットなどを通じてキャラクターが取り上げられることで、広告費換算で数十億円規模のパブリシティ効果を生み出すことがあります。

「さのまる」の事例では、キャラクター優勝後の1年間のパブリシティ効果だけで28億円に達しました。

特産品やサービスへの付加価値の向上については、キャラクターを特産品やサービスに活用することで付加価値が高まり、売り上げの増加につながります。

次に、ブランド力の向上については、キャラクターの親しみやすさやポジティブなイメージを地域に投影させ、地域全体のブランドイメージを向上させます。

これらを成功させるためのポイントとしては、地域の魅力や特色を反映させることが必要です。地域の特色を反映したキャラクターは愛着が湧きやすくPR効果が高まります。

継続的なプロモーションとして、イベントへの積極的な出演やメディアでの露出を増やすことが重要です。

ここで取り上げた「さのまる」は、大きな成功例の一例ではありますが、本町の「タケノコマン」は、絵本作家の宮西達也先生が描いたもので、地域の魅力を備えたキャラクターであります。

また、その仲間たちも先生が描き足し、キャラクターとしての魅力が充実しています。さらに「タケノコマン」は言葉をしゃべることができ、とても魅力的です。

そこで本町では町を盛り上げるため、この充実したキャラクターたちを前面に押し出し、恒久的に活用すべきと考えます。そのための今後の施策・戦略についてお伺いします。

○議長（木内秀樹君）

芦澤潤一郎議員の質問が終わりました。

企画課長の答弁を求めます。

杉山課長。

○企画課長（杉山一陽君）

芦澤議員のご質問にお答えをいたします。

今回、議員よりご紹介をいただきましたご当地キャラクターにつきましては、もちろん私も承知をしているものであり、その経済波及効果の大きさには驚かされているところであります。

人気ランキングでも上位に名を連ねる熊本県の「くまモン」、千葉県船橋市の「ふなっしー」滋賀県彦根市の「ひこにゃん」、栃木県佐野市の「さのまる」等は、いずれも全国的に知名度の高い観光地や集客場所を有する自治体であり、それにちなんだキャラクターが多いように感じています。この絶大な波及効果は、それぞれの好条件とキャラクターを上手に抱き合わせ、メディアを上手に活用したPR戦略の成果であり、それによってキャラクター自体の人気度を押し上げているように見受けられます。しかし、これほどの経済効果を上げているキャラクターは全国でもまれであることも承知をしているところであります。

一方で、南部町の公式キャラクター「タケノコマン」等につきましては、世界的な絵本作家である宮西達也先生を南部町立図書館の名誉館長に委嘱させていただいたことをきっかけに、他には例のない、宮西先生のご厚意により描き下ろしていただいたものでございます。

また、そのご厚意には、町の基幹作物であるタケノコのPRと、「町の子どもたちがすくすくと健やかに成長してほしい」という願いが込められているものと理解をしております。

さて、多額の経済効果を生み出しておりますキャラクターたちの活躍をよそに、令和6年9月に南部町公式キャラクターとして指定をいたしました「タケノコマン」の活用実績を紹介させていただきます。

令和7年2月の「宮西達也のナンダァーランドステージ」を皮切りに、4月の甲府昭和商業施設でのご当地キャラクター大集合への出演、「南部町のたけのこまつり」での町PR、そして5月早川町「山菜まつり」への出演や、BSテレビへのスタジオ生出演、7月には八王子での「やまなしフェア」および10月のJR記念イベントや11月の「中央市制20周年記念ふるさと祭り」への出演等が挙げられます。

このように町主導での活動以外にも、他自治体等からのオファーによる出演もありますので、身近なエリアではありますが、認知度の広がりを確認できるものと考えております。

さらに、生涯学習課とも連携を図り、バッジ、ポロシャツ等を作成し、図書館で販売も開始しており、職員についても自主的に購入し、PRの一環として着用しておりますことはご存知

のことと思います。

また、ポロシャツ等につきましては、ふるさと納税の返礼品としての登録も完了しておりますが、こちらにつきましては、これまで4～5件の納税にとどまっております。

それでは、再び全国で人気上位のキャラクターの広報戦略に目を向けてみますと、そのほとんどの自治体がキャラクターの活用や自治体のPRに対する専門性の高い課を設置し、担当職員を配置するなどしていることに併せて、民間事業者への外注によってPR活動やグッズの製作販売等が手広く展開されていることを確認しております。

身近なところでは、お隣の身延町がキャラクター制作から運用の一部を民間事業者へ委託していると伺っております。また、全国の人気キャラクターを保有する自治体では、より広いエリアの消費者をターゲットとしており、数字至上主義的とも言えるPR活動に人的にも資金的にも多大な労力を費やして躍起になって取り組んでいることが伺っております。

私どもも民間の力を最大限に活用しなければ太刀打ちできないことを痛切に感じているところであります。

しかし、わが町の「タケノコマン」等には、先に申し上げたとおり、宮西先生のご厚意による子どもたちへ向けた思い、メッセージや思いが込められておりますので、他の自治体のキャラクターとは一線を画す感性重視や、感情重視主義を主軸としたPR活動が必要であると考えております。

その例といたしましては、昨年度策定いたしました「第3次南部町総合計画」の基本構想部分、15ページにわたり宮西先生に描いていただいた絵本があります。この総合計画をたくさんの方に見ていただくことはもちろん、その1ページ、1ページが南部町独自のPRコンテンツとなり得る可能性を秘めておりますので、たくさんの子どもの心にその思いを大切に届け、伝えていかなければなりません。

今後、このPRコンテンツをフル活用するべく、生涯学習課とさらに連携を強化し、絵本の冊子化やその他の活用についても模索していこうと考えております。

ICTやSNSが急速に普及するデジタル時代の今だからこそ、町立図書館を中心とした紙媒体での活用も並行して行っていきたいと考えております。

しかしながら、「タケノコマン」のファンの皆さまからは、「グッズ等の種類や数を増やしていただきたい」、「もっと手軽に購入したい」との要望が多数寄せられていることを聞いております。さらに、イベントのキャラクター派遣等につきましても、町職員だけの対応が難しく、通常業務に支障を及ぼす恐れも危惧されておりますことから、早急な対応が必要であることも承知しているところであります。

それらを解決するためには、やはり全国の成功例を十分に検証し、PR活動の一部作業を民間事業者へ委託するなど視野に入れながら、「タケノコマン」を全国へ恒久的に発信することを第1条件として検討を進め、最善策を導き出していきたいと考えております。

宮西先生と町の思いが、「タケノコマン」を通して日本中の子どもたちの心に浸透していくことを期待し、ついてはそれが南部町のPRへと繋げていけたらと考えておりますし、それが宮西先生のご厚意への恩返しであるとも考えておりますので、今後もまた検討を重ねていきたいと思っております。

以上、ご質問の答えとさせていただきます。

○議長（木内秀樹君）

企画課長の答弁が終わりました。

再質問終わりませんか。

芦澤議員。

○1 番議員（芦澤潤一郎君）

再質問ですが、「タケノコマン」は宮城先生のご厚意により、他の自治体のキャラクターとは違ったPR活動をしていることはとても共感します。また、それには他の自治体とは違った戦略が必要だと思います。難しいことですが、「タケノコマン」を全国に知らしめるためにも検討してもらい、最善策を導き出していきたいと思います。今後を期待します。

再質問ですが、グッズの販売について伺います。

職員の皆さまが「タケノコマン」のTシャツやポロシャツを着て、日々の業務に当たっています。見ていてとてもいいと思います。グッズには夏物はあるても冬物はありません。また、販売については、他の品や販売するところを増やす考えがあるのか、今後のグッズ販売についてお伺いします。

○議長（木内秀樹君）

芦澤純一郎議員の質問が終わりました。

企画課長の答弁を求めます。

杉山課長。

○企画課長（杉山一陽君）

芦澤議員の再質問にお答えいたします。

まず、現在の「タケノコマン」関連グッズの販売についてであります。町立図書館において、ポロシャツ、子ども用Tシャツ、トートバッグ、タオル、ピンバッジ、ポストカード、ボールペン等の購入が可能となっております。

また、ポロシャツ、子ども用のTシャツおよびトートバックにつきましては、ふるさと納税の返礼品としても対応をしております。

さて、今後のグッズ販売であります。現在、町立図書館での直接販売を主として行っておりますが、今後、町主催のイベントへの販売ブースの設置や指定管理施設等での販売なども視野に入れていかなければならないと考えております。

また、図書館名誉館長である宮西先生の町へのご好意と関係性を重視し、細心の注意を払う中で、先ほども申し上げたとおり、グッズの製作から販売における民間委託を検討していく必要を感じております。

なお、直近では、生涯学習課において新たなデザインのポロシャツと長袖のパーカーを制作し、先行して職員個々に、個人の希望を募っておりますので、状況によってはパーカーなども追加で一般の方々向けに販売される可能性もございます。

また、ふるさと納税の返礼品で申し上げますと、現時点でサイト中に掲載されているもののほかに、今後掲載が予想されそうな数種類の物品の認定をあらかじめ企画課にて受けておりますので、生涯学習課との協議によっては、新たな返礼品の製作によるふるさと納税への掲載等が迅速に対応できるものと考えております。

加えて、「タケノコマン」人気投票についての記事が共同通信を通じて数社の新聞に取り上げられ、関東圏にて掲載されましたことも、少なからず認知度アップに結びついているものと考えておりますので、これからの「タケノコマン」たちの活躍を町として、また一ファンとして

期待しつつ、ご質問のお答えとさせていただきたいと思います。

○議長（木内秀樹君）

企画課長の答弁が終わりました。

質問をありませんか。

芦澤議員。

○1番議員（芦澤潤一郎君）

再質問はありません。現在、イベント等職員が対応しています。職員はボランティアで働いていると聞きます。今後イベントが増えれば対応が難しくなると思います。身延町の「みのワン」は、県内と県外に1体ずつあり、県外は外注委託です。

わが町も外注を考えていると回答がありましたが、今後の早急な対応をお願いいたします。

最後に、昨年のナンダァーランドステージ、私も見に行きました。入場者数は372人で満席でした。遠くは北海道から来た人もいました。

宮西先生の絵本の読み聞かせはとても素晴らしかったです。何よりも子どもたちの喜ぶ顔にとっても感動しました。会場は子どもたちや大人たちの声でとても賑やかでした。大成功のステージであったと思います。

今月の21日に第2回のナンダァーランドステージが行われます。チケットもかなり入っていると思います。楽しみに待ちたいと思います。

今後の「タケノコマン」とその仲間たちが県内外で南部町をPRしていただくことを期待して、私の質問を終わります。

○議長（木内秀樹君）

以上で、芦澤潤一郎議員の一般質問を終了いたします。

次に、9番、若林良一議員の質問を許します。

9番、若林良一議員。

○9番議員（若林良一君）

それでは、一般質問をさせていただきます。

私のほうからは、枝粉碎機の購入に対しての補助金ということで質問をさせていただきたいと思います。

南部町では、平成24年6月から可燃ごみ減量化につながるような生ごみ処理機購入補助金の対象に、生ごみ容器、「コンポスト」というものの容器制作に資材費として補助金の対象に追加し、減量化が進んでいるようです。

今回は家庭での庭木の手入れに際し、後の処理に困っている町民の方が多くおります。ですが、南部町では庭木の始末については焼却することが禁じられております。そこで提案ですが、家庭剪定粉碎機ですが、小型ながらも結構な処理能力を持ち、落ち葉等も粉碎ができ、家庭用なら小枝の30ミリぐらいまでの処理能力があります。

これは機種によっても大分違うものでありますけれども、家庭で使うものであれば小型のものでいいかなと思います。また、後の処理も安全、衛生的な処理作業ができ、町の指定ごみ袋に排出ができます。家庭で困っている枝粉碎処理に対して、機械の購入に際し、補助金制度を提案いたしますが、町の考えを伺います。

○議長（木内秀樹君）

若林良一議員の質問が終わりました。

水道環境課長の答弁を求めます。

岡村課長。

○水道環境課長（岡村忠君）

それでは、若林良一議員からの質問にお答えしたいと思います。

枝粉碎機の購入に対して、補助金制度の導入についての質問をいただきまして、ごみ関係で水道環境課がお答えいたします。

議員さんのおっしゃるとおり、生ごみ処理機購入補助金は、ごみの減量化を目的として、ボランティア活動や町民の協力もあり、可燃ごみの減量化につながっているものと認識しております。

今回ご提案の枝粉碎機の補助金制度につきましては、財源の使い方としていくつかの検討が必要と考えるところであります。

1つ目は、対象範囲と使用頻度です。

当町では、山林や畑を持つ方も多くおられますが、庭木の剪定を必要としない方も多く、どれだけの方が粉碎機を効果的に感じていただけるかという点です。

2つ目として、費用対効果です。庭木の枝を効率よく処理することは個人にとって利便性があるものの、公共性の効果をごみの減量化のような結果として発揮されない可能性があります。目的の効果として、どのような波及効果があるかを考えなければなりません。

3つ目に、代替対応についてです。現在、全国的に野焼きは禁止されております。当然のように浸透し、農林業の営みの焼却については例外規定があるものの、一般的な生活を保持するため、苦情にならないような配慮が必要とされております。

現在、南部町環境センターで、木は可燃ごみとして受け付けしておりません。しかし、細い枝については、ある程度の太さなどを検討し、環境センターで受け入れが可能になれば、問題も少しは解決に向かうことと考えられますが、ごみの減量化で考えますと、ごみの搬出量が増えていくものと思われる。

搬出量が増えれば、令和13年度にごみの広域化で遠いところまで運搬しなければならず、負担金が増えてしまいますので、ごみの運搬や作業効率化等の検討も必要になります。これからもごみの減量化は不可欠と考えております。なお、剪定した枝等の処分は、運搬費を除けば、近隣の業者の場合、キロ17円程度で引き取っていただけることも確認しております。

これらの要素を鑑み、今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内秀樹君）

水道環境課長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

若林議員。

○9番議員（若林良一君）

先ほどの答弁で、環境センターのほうは、木は可燃ごみとして受け付けしておりませんとありましたけれども、町民から聞きますと、枯れ葉等を困って入れている方が結構いるようです。今後どのようになっていくかわかりませんが、再質問させていただきます。

枝粉碎機に対する補助金制度の導入に当たり、対象範囲、使用頻度、費用対効果など検証が必要とのことでしたが、しかし、これらの判断基準が抽象的で、どの程度の利用見込みがあれ

ば制度化、前向きに検討できるのか、また、費用対効果はどのような指標で評価するのか、判断基準の具体的な方向性があれば提示していただきたいと思います。

また、枝の粉碎によるメリットとして、個人の利便性はあるが公共性には効果が見えにくいという説明でしたが、一方では粉碎によって野焼きの抑制、可燃ごみの混入防止、地域の環境負荷軽減などにも効果ができますので、生ごみ処理機に併せて補助金制度の検討を再度お願いしたいのですが、このあたりをお伺いいたします。

○議長（木内秀樹君）

若林良一議員の質問が終わりました。

水道環境課長の答弁を求めます。

岡村課長。

○水道環境課長（岡村忠君）

それでは、議員さんから再質問をいただきました枝粉碎機の購入に対して補助金制度の導入についてお答えいたします。

現時点では、慎重に検討すべき案件であると考えております。この件につきましては、対象範囲や使用頻度、費用対効果の判断基準について精査を進める必要があります。

特に個人宅における枝粉碎機が主な用途である場合、それに適した要件の設定が必要であると認識しております。

ですが、現段階において判断基準は確立されておらず、どれほどの住民の方がこの器具を利用する見込みがあるかについても、現段階では明確ではありません。

また、住民からの要望や意見が以前から多いわけでもありません。使用見込みがしにくい器具に対して補助を行うことは、財政の有効活用という点からも検討が必要であると考えております。

さらには、その枝粉碎機購入の公共性の効果についても、住民の個人の利便性向上には一定の寄与が見込まれるものの、地域全体に対する影響は限定的であると判断しております。

また、野焼きの抑制に役立つ可能性は期待できますが、粉碎したものを家庭の庭に戻せるかどうか、また逆に粉碎したものが可燃ごみとして廃棄されること、また、ごみの量が増加すると懸念しております。

環境負荷軽減や地域へのメリットがどれほど伴うものかは、現段階では明確な根拠を示すことが難しい状況です。

補助金制度を前向きに検討するには、まだ情報が不足している状態ですので、現段階では検討が必要な状況である点をご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（木内秀樹君）

水道環境課長の答弁が終わりました。

質問ありませんか。

若林議員。

○9番議員（若林良一君）

再質問ではありませんけれども、必要とする方がいるという声も頭の中に入れていただいて、全てに対しての補助金ではなく、必要でいる町民の方が申請に来たときには、そのような補助金があれば購入しやすいこともありますし、処理容器には補助金を出して、このコンポストの

中に粉碎してごみを一緒に入れると発酵効果があり、焼却する能力も増えてきますので、そういうことも考慮していただけたらいいかと思っておりますので、お願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（木内秀樹君）

以上で、若林良一議員の一般質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

再開は1時からです。

よろしく願いいたします。

休憩 午前11時50分

---

再開 午後1時00分

○議長（木内秀樹君）

それでは、休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、3番、望月小五郎議員の質問を許します。

望月小五郎議員の質問は2問あります。

まず1番目の質問を求めます。

3番望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

今回、私からは、町民の皆さまから多々質問を受ける町の貯金に当たる基金について、そして高齢化、人口減少の状況下にある町の未来に対する財政運営についてお伺いしたいと思います。

よろしく願いします。

令和6年度末一般会計における基金、預金。債権の合計で86億8,172万円となっています。公共施設整備基金に31億8,900万円、財政調整基金に26億1,400万など、非常に大きな金額となっています。

町の将来を考えて積んでいるものと思いますが、住環境の整備、地域経済の活性化、また町固有の独自資源を生かした未来への投資も今以上に必要ではないでしょうか。

財政健全化判断基準の数字上は何の問題もありませんが、財政力指数経常収支比率は自主財源に乏しく、交付税に頼った財政運営を示しています。

しかしながら、自主財源を増やし、増やすための未来への投資をしていくことが、町に人を呼び込み、町を活性化させ、経済の好循環につながっていくのではないのでしょうか。

令和4年12月の定例会での一般質問の回答に稼ぐ力を伸ばすことは大切だが、一次産業に発展を託すことは、担い手の減少などが相まって非常に厳しいとのことでした。

しかしながら、このままでは少子高齢化、人口減少の渦に町が飲み込まれてしまうのではと危惧しています。

町の現状と未来を見据えた視点での財政運営が今以上に求められているのではないのでしょうか。基金積立と財政運営に関して町のお考えを伺います。

○議長（木内秀樹君）

望月小五郎議員の質問が終わりました。

財政課長の答弁を求めます。

渡辺課長。

○財政課長（渡辺雄治君）

それでは、望月小五郎議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、一般会計が有する基金の現状であります。令和6年度末における積立額につきましては、望月議員が述べられた額のとおりであります。ここ数年の現状は、翌年度の当初予算を編成する際に、一般財源不足により基金を取り崩した予算編成をしております。

そのため、令和7年度当初では6年度に積み立てた財政調整基金をそのまま取り崩しておりますので、実際の基金積立額は83億6,500万円程度となっております。ちなみに、地方債、いわゆる町の借金の状況ですが、公営企業への繰り出し見込み額を合わせた6年度末の現在高は51億4,800万円ほどとなっております。

また、基金は、地方自治法により、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てることとなっているため、現在、一般会計で有しています11の基金全ての使途が条例により定められていることをご承知のことと思います。

次に、本町の財政状況については、議員が述べられたように、現時点では将来の負担も心配なく、無理をしなければこの先も健全性を維持することができます。一方で、財政力指数が低いことから、自力で稼ぐ力が乏しく、一定の行政サービスを提供するために必要とされる普通地方交付税に依存する割合が大きく占めており、基金が示すほど余力は大きくないと判断しております。

また、今後もさらに昨今の物価高騰等の影響により任意に縮小することができない人件費や扶助費等、義務的経費や社会保障分野への繰り出し金の増加も見込まれております。と同時に、各種一部事務組合への負担金も大幅に増額されていきます。峡南広域行政組合および西部広域環境組合への負担金は、施設建設費等に伴う償還金負担分が上乗せをされていきます。また、本年度設置いたしました早川町・身延町・南部町医療事務組合は、令和9年度からの医療施設共同運営を目指しており、今後の本町の財政運営に与える影響は大変厳しいものと感じております。

このような財政状況の中、公共施設の老朽化は進行している状況です。そのため、本町では、公共施設の計画的な更新・統廃合・長寿化等の検討を行うとともに、財政負担の軽減も視野に置き、平準化に取り組み、公共施設の整備を進めております。そのための財源は、公共施設整備基金や地方債となります。基金を充てるか、または有利な地方債を充てるかは、事業目的にも異なりますが、そのときの町の財政状況、金利等を加味し、町の将来を見据えた財源を適切に判断していきたいと考えております。

次に、未来を見据えた投資の考えですが、望月議員が述べられたように、少子高齢化、人口減少が進む町を、これ以上衰退させないための方策としまして、住環境の整備とともに地域経済の活性化を図るため、町では、「子育て支援定住促進住宅等整備事業」を計画いたしました。県内でも、先月23日に関東甲信と静岡の10都県の知事が山梨県に集まり、「日本創生に向けた人口戦略フォーラム」が開催され、「子育てしやすい住環境についての議論が交わされた」とのニュースが報じられましたが、本町でも町の将来を考え、子育てしやすい住環境の整備に取り組もうとしております。また、その財源には地域活性化基金を充てる計画です。

町といたしましても、望月議員のご指摘どおり、未来を見据えた必要な施策には目的に合った基金や地方債を活用しながら、積極的に未来へ投資していくことが重要であると考えており

ます。そのため、町の財政状況全体を把握し、さまざまな行政需要に対してより効果的・効率的な事務事業が展開できるようバランスに留意しつつ、財政運営をしていきたいと考えております。

以上で、望月議員の答弁とさせていただきます。

○議長（木内秀樹君）

財政課長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

望月議員。

○3番議員（望月小五郎君）

基金を貯めていくこと自体が悪いとは思いません。しかし、基金を貯めて、その一定よりも多く貯めていくということは、利子とか物価上昇などを考えれば、単純に目減りすることも十分考えられます。例えば100億円貯めて、3%の物価上昇で利子が1%なら2億減るわけになるので、やはり上限というものを決め、それ以上は投資をしてお金が回っていく方向性に切り替えていったほうが、良いのではないかと、現状を理想とするか、頑張っってやっていくかというのは、われわれと町の執行部の意見を整合させてやっていかなければいけないなと思っています。それでは、その財政等について伺います。

令和4年12月定例会の遠藤高芳議員の一般質問での答えに、公民連携で観光推進を図れるように取り組んでいくというところがありました。再質問では、人の流れを呼ぶための財政投入について伺います。

町の未来を見据えた計画的な基金の積み上げが重要であることは十分認識しています。

しかしながら、自主財源が少なく、財政力指数が低い本町の現状を考えれば、町の潜在能力を活用し、観光開発や特産品の生産拡大を並行して進め、人の流れを呼び込み、経済の好循環につなげていくことが大切です。そのための財政投入に力を入れていくべきではないでしょうか。

また、先ほど説明にありました町の借金51億4,800万円の内訳項目、交付税措置される金額などについて伺います。

○議長（木内秀樹君）

望月小五郎議員の質問が終わりました。

財政課長の答弁を求めます。

渡辺課長。

○財政課長（渡辺雄治君）

望月議員の再質問にお答えいたします。

はじめに、地方債の借入内訳および交付税に措置される額等についてお答えいたします。

令和6年度末現在の借り入れ状況は、一般会計で254件、簡易水道会計で63件、合わせて317件となります。

ご質問は内訳ということでありますので、現在高の多い順に過疎対策事業債217件で、現在高は33億8,566万円、次に、簡易水道事業債49件、11億5,600万円。

続きまして、合併特例債事業債13件、2億1,326万円、緊急防災減災事業債7件、1億9,628万円、公共事業債4件、1億862万円のほか、ここからは現在高は省きますが、臨時財政特例債3件、学校施設等整備事業債6件、地域活性化事業債5件、緊急自然災害防止

対策事業債3件、脱炭素化推進事業債5件、災害復旧事業債5件であります。

続いて、交付税に措置される額であります。元利償還金に対する交付税措置率は、事業債ごとに定められております。

51億4,800万円、全体で考えた場合は33億5,500万円ほどを見込んでおります。

ここでは省かせていただきましたが、全ての現在高、各事業債の交付税措置率等を知りたい場合は、財政課までお越しいただきたいと思っております。

続いて、観光開発や特産品の生産拡大へも並行して財政投入に力を入れるべきではとのご質問であります。

先ほども述べましたが、町といたしましても、未来を見据えた必要な施策に積極的に投資をしていくことは厭いませんので、効果的な事業案等がありましたら、担当の事業課へご提案いただき、意見等を交わせていただければと思っております。

本町の未来の発展に、議員の皆さま、そして町民の皆さま方からのお知恵も拝借し、またご提案等も取り入れながら、より良い町を目指していきたくと考えております。その上で、各種基金は地方自治法により用途が条例によって定められておりますし、過度な基金の依存は持続的とは言えません。どのような事業にどのような財源を充てていくかは、当該事業の性質に合わせ、適切に判断していきたくと考えております。

ちなみに、用途を限定しない基金は財政調整基金となります。しかし、財政調整基金は、歳出に対し歳入が不足する場合や、災害や経済状況の悪化など不測の事態が起きた場合に備えるための基金であります。

私たち町が担う財政運営は、教育や福祉、防災インフラなど全体の住民福祉の向上と財政規律のバランスを取ることが非常に重要な項目として加わります。

昨今の物価高に伴う経常経費の伸び率をはじめ、本年10月に行われました国勢調査の人口数は地方交付税の基礎数値となり、今後の交付税基準額にも影響を及ぼします。そのため、これからの財政運営はこれまで以上に慎重にならざるを得ないことをご理解いただきたいと思っております。

しかし、先ほども述べましたとおり、町の未来を見据えた効果的な事業は積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

以上で、望月議員の再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（木内秀樹君）

財政課長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

町の財政を預かる以上、財政課長が言われたように、裏づけをとった中でやっていかなければならないと思っております。私たちはどうしても、町はこうあるべきだ、こうやって稼いでお金が流れていけば幸せになるのではないかと、という理想を追うところがあります。そこは、みんな話合って実現可能なものか、お金がかかりすぎてこれはできない、ということを見極めながら、双方に歩み寄りながらやっていったらいいと思っております。

以上で、私の1番目の質問を終わります

○議長（木内秀樹君）

これで1番目の質問を終了いたします。

それでは次に2番目の質問を求めます。

望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

2番目の質問は、国の政策に連動した施策について質問させていただきます。

高市政権のビジョン実現に掲げられているのが、総合的な国力強化です。

これは従来の地方自治体の縦割り思考を排し、あらゆる施策をいかに国力強化につなげることができるかという観点から評価するものとなっています。

各自治体は、「国家の一翼を担う戦略的な拠点として」、これまで以上にその役割を求められています。地域の産業振興は、国のサプライチェーンとして評価されるようになります。また、政権が自給率100%を目指していることから、農業政策に力を置くことは微力であってもその考えに資するのではないのでしょうか。

今後、国の大規模な補正予算は、危機管理投資、成長投資に力点が置かれます。国の方針と本町の第3次総合計画を連動させた実現可能なアクションプラン作成が早急に必要になってくるのではないのでしょうか。

町の考えを伺います。

○議長（木内秀樹君）

望月小五郎議員の質問が終わりました。

企画課長の答弁を求めます。

杉山課長。

○企画課長（杉山一陽君）

望月小五郎議員のご質問にお答えいたします。

議員よりご指摘をいただきました実現可能なアクションプラン作成について、結論から申し上げますと、すでに策定済みであります。

ご存じのとおり、昨年度策定いたしました第3次南部町総合計画の計画期間が、本年度、初年度を迎えておりますが、この総合計画の第1編基本構想、第1章総合計画策定に当たっての第4節計画の構成と期間において、この総合計画は、基本構想、基本計画および実施計画により構成されているとされており、このうちの実施計画がご指摘のアクションプランに当たるものと理解をしております。

それでは、実施計画の具体的な運用方法について説明をさせていただきます。

基本構想、基本計画に基づく実施計画は、3年間をくりとし、毎年ローリング方式により見直しを行う計画となっているため、総合計画自体には掲載されておりません。

しかし、基本構想に基づく10年後の構想実現に向けて、各課各担当において実施すべき施策を計画部門別に具体的に計画しております。

各課においては、この実施計画にのっとり当初予算を編成し、事業執行いたしております。

また、毎年11月には企画課が中心となり、各課に事務事業概要書を作成させ、予算化した事業の進捗状況等についてヒアリングを実施する中で、事務事業評価を行っております。

この評価により、基本構想が目指す町の将来像を実現化させるための事業選択が適切に行われ、十分な成果が上げられたのか等を検証し、問題点等を浮き彫りにする作業を行っております。

この作業によって得られた検証結果を新たな実施計画策定に反映させ、次年度の予算編成へとつなげていくこととなります。

もちろん、議員のご指摘のとおり、国政の変化や社会情勢等によっても毎年実施計画に反映されていくことは言うまでもありません。

これらの作業により、昨年度、議員の皆さまにご承認していただきました10年後の南部町が進むべき道筋、基本構想の実現に向けて、ぶれることなく突き進んでいかなければなりません。この実現こそが、住民の皆さまと直接接し、国の下支えをしているわれわれ町職員に課せられた使命であり、幸せの連鎖を県、国へと波及させる重要な役割であるとも考えております。

未来に豊かな南部町を残せますよう、これから職員一同精進してまいります。議員の皆さまにおかれましても、さらなるご協力を賜りますことをお願い申し上げまして、ご質問のお答えとさせていただきます。

○議長（木内秀樹君）

企画課長の答弁が終わりました。

再質問はありますか。

望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

アクションプランを実現させるためにどうしたらいいかと、そういった趣旨で質問をさせていただきました。高市政権の一般会計補正予算は1兆7千億円。財政規模に配慮しつつも、前回の経済対策規模に比べて44%の大幅な増となっており、物価高騰対策、防災などの危機管理、そして未来への成長につながる分野に集中的に投資をされると言われています。国の方針に町の成長戦略を連動させ、いかに貢献できるかが評価されます。大きなチャンスと捉えて、財源獲得ができるような準備計画があってもいいのではないのでしょうか。町の考えを伺います。

○議長（木内秀樹君）

望月小五郎議員の質問が終わりました。

企画課長の答弁を求めます。

杉山課長。

○企画課長（杉山一陽君）

それでは、望月議員の再質問に、町全体の内容としてお答えをさせていただきたいと思いません。

まず、閣議決定されております国の補正予算1兆7千億円の内容でございますが、大きな区分で申し上げますと、生活の安全保障、物価高への対応として8兆9千億円、危機管理投資、成長投資による強い経済の実現に向けた6兆4,300億円、防衛力と外交力の強化に1兆6,500億円、予備費として7千億円が割り当てられているようであります。

もちろん、議員御指摘の物価高騰や国土強靱化対策および農業構造転換対策、最近の話題では熊被害対策パッケージ等についても予算化されているようでございます。

さて、これらの予算がどのように自治体に関係してくるのかであります。やはり他の補助事業や交付金事業と同じく、国において各分野別に細分化された事業メニューや事業費が県を通じて市町村へと紹介されてくるものと理解しております。

町といたしましては、その紹介された事業等と、先ほど申し上げた町総合計画にのっとった実施計画の内容を照らし合わせる中で、補助対象となり得る事業につきましては、国、県と連

携を図ることで、失念することなく取り組んでいかなければならないと考えております。

また、補助事業を実施する場合においては、予算編成等のタイミングや申請に必要な事業計画等の作成も必要となり、時期と労力が必要とされることも忘れてはなりません。

さらに、速やかな事業執行には、各担当職員がアンテナを高くし、補助事業の内容には随時注視していかなければなりません。

しかしながら、本町では毎年度実施しております事務事業概要書の作成とヒアリング作業によって、各職員の意識付けが図られておりますので、国での細分化された事業内容次第では、常に財源獲得等の対応準備はできている状態と言える状況であると考えております。

特に、企画課にて所管いたします物価高騰対策重点支援地方交付金につきましては、国ベースで2兆円が盛り込まれており、本町においても昨年度の同時期に割り当てられた金額に対して330%の1億1千万円強が国会を経て割り当てられると聞いております。

今後、各課の協力を促しながら、早急に予算化の準備を進め、議員の皆さまのご承認をいただくこととなりますので、ご理解とご協力をお願いし、望月議員の再質問への答えとさせていただきます。

○議長（木内秀樹君）

企画課長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

町の職員の皆さんが、町長はじめ、皆さんご苦労しているのは本当によく分かります。

先ほど企画課長の答えに1億1千万強の物価高騰対策が行われるということを知りました。町民の皆さんは非常に苦しい人もいます。そういう人のために、なるべく早く物価高騰対策事業をやっていただきたいと思っています。

以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（木内秀樹君）

以上で望月小五郎議員の一般質問を終了いたします。

以上で一般質問を終結いたします。

---

○議長（木内秀樹君）

日程第6 議案第74号 南部町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第7 議案第75号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第8 議案第76号 南部町職員給与条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第77号 南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第78号 南部町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第79号 南部町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第80号 財産の無償譲渡について

- 日程第13 議案第81号 字の区域の変更について  
日程第14 議案第82号 令和7年度南部町一般会計補正予算（第6号）  
日程第15 議案第83号 令和7年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第3号）  
日程第16 議案第84号 令和7年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）  
日程第17 議案第85号 令和7年度南部町介護保険特別会計補正予算（第3号）  
日程第18 議案第86号 令和7年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）  
日程第19 議案第87号 令和7年度南部町簡易水道事業会計補正予算（第2号）

以上、日程第6 議案第74号から日程第19 議案第87号までの14件について、会議規則第37条の規定により、一括して議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それでは、本定例議会にご提案させていただいた議案につきまして、その提案理由の説明をさせていただきます。

お手元の議案集にありますように、本定例会への提出議案は、条例の制定が2件、一部改正が4件、財産の無償譲渡が1件、字の区域変更が1件、補正予算が6件の合計14件であります。

はじめに、議案集2ページ、議案第74号 南部町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。子ども子育て支援法の一部を改正する法律において、新たに乳児等通園支援事業が創設され、本町においても同事業を実施するに当たり、必要な事項を定める必要が生じたためであります。

次に、議案集14ページ、議案第75号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。児童福祉法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、関係条例の整理をする必要が生じたためであります。

次に、16ページ、議案第76号 南部町職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてと、35ページ、議案第77号 南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。人事院の給与勧告及び山梨県人事委員会の給与勧告に鑑み、南部町職員の給与等についても同様の措置を講じることとしたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

次に、39ページ、議案第78号 南部町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。児童福祉施設の整備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

次に、41ページ、議案第79号 南部町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。大船渡市林野火災を踏まえた消防対策のあり方に関する検討会の報告を踏まえ、林野火災予防の実効性を高めるため、林野火災警報および林野火災注意報の新設等の対策が取られることとされたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

次に、43ページ、議案第80号 財産の無償譲渡についてであります。財産の無償譲渡につきましては、地方自治法第96条第1項6号の規定により、議会の議決を得る必要がある

ためであります。

次に、44ページ、議案第81号 字の区域の変更についてであります。土地改良事業の完了に伴い、字の区域の変更いたしましたので、地方自治法260条第1項の規定により議会の議決を経る必要があるためであります。

続きまして、議案第82号から87号までの一般会計及び特別会計等の補正予算であります。

はじめに、議案第82号 令和7年度南部町一般会計補正予算(第6号)であります。歳入歳出それぞれ8,733万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を60億2,701万2千円とするものであります。

補正予算の主な内容につきましては、給与条例改正に伴う職員等の人件費、財産の無償譲渡に係る光ファイバーケーブル等の調査委託費のほか、水道施設の修繕に伴います水道事業への補助金などを計上いたしました。

歳入では、国庫及び県補助金、財産収入、町債、繰越金を充当し、収支の均衡を図っております。

次に、特別会計であります。議案第83号 指定居宅サービス特別会計補正予算(第3号)は、給与改正に伴う人件費42万5千円を補正するものです。

次に、議案第84号 国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の事業勘定は、人件費等53万3千円、南部診療施設勘定は145万7千円を、万沢診療施設勘定は152万7千円をそれぞれ補正いたします。

次に、議案第85号 介護保険特別会計補正予算(第3号)は、人件費等292万6千円を減額補正いたします。

次に、議案第86号 令和7年度後期高齢者特別会計補正予算(第3号)は、一般会計からの繰入金を経源に、人件費の他、広域連合への負担金263万9千円を補正いたします。

最後に、公営企業会計であります。議案第87号 令和7年度簡易水道事業会計補正予算(第2号)は、一般会計から補助金と引継金を経源に、人件費のほか、施設修繕費1,178万5千円及び中央簡易水道施設の工事費として206万8千円を補正するものであります。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきますが、詳細につきましては、この後、担当課長より説明させますので、よろしくご審議をいただき、ご意見をいただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長(木内秀樹君)

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に、担当課長の補足説明を求めます。

まず、日程第6 議案第74号および日程第7 議案第75号ならびに日程第10 議案第78号について、望月子育て支援課長。

○子育て支援課長(望月裕司君)

(補足の説明・省略)

○議長(木内秀樹君)

次に、日程第8 議案第76号および日程第9 議案第77号について、遠藤総務課長。

○総務課長(遠藤一明君)

(補足の説明・省略)

○議長(木内秀樹君)

次に、日程第11 議案第79号ならびに日程第13 議案第81号について、佐野産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（佐野郁夫君）

（補足の説明・省略）

○議長（木内秀樹君）

次に、日程第12 議案第80号について、佐野DX推進課長。

○DX推進課（佐野智洋君）

（補足の説明・省略）

○議長（木内秀樹君）

次に、日程第14 議案第82号から日程第19 議案第87号について、渡辺財政課長。

○財政課長（渡辺雄治君）

（補足の説明・省略）

○議長（木内秀樹君）

以上で、担当課長の補足説明を終わります。

---

○議長（木内秀樹君）

日程第20 議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります議員派遣の件のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配布してあります資料のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日10日（水曜日）には、2日目の本会議を開きます。

午前9時開議となりますので、議員の皆さまは午前8時45分までに議員控室にご参集ください。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

議員の皆さまは、控え室にお集まりください。

---

散会 午後 2時35分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和7年12月9日

南部町議会議長

木内秀樹

会議録署名議員

若林良一

会議録署名議員

芦澤潤一郎

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長

渡辺正樹

令和 7 年

南部町議会第 4 回定例会会議録

1 2 月 1 0 日

令和7年南部町議会第4回定例会（第2日目）

議事日程（第2号）

令和7年12月10日  
午前9時00分開議  
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 現地視察

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 芦澤潤一郎

2番 望月憲之

3番 望月小五郎

4番 塩津悟

5番 高橋茂広

6番 小泉昇一

7番 望月光彦

8番 仲亀佳定

9番 若林良一

10番 木内秀樹

3. 欠席議員（0名）

4. 会議録署名議員

2番 望月憲之

3番 望月小五郎

5. 職務のために議場に出席した者の職氏名（1名）

議会事務局長 渡辺正樹

開議 午前 9時00分

○議長（木内秀樹君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和7年南部町議会第4回定例会、2日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、令和7年南部町議会第4回定例会、2日目の会議は成立いたしました。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

---

○議長（木内秀樹君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、2番 望月憲之議員および3番 望月小五郎議員の両名を指名いたします。

---

○議長（木内秀樹君）

日程第2 ただいまから、現地視察を実施いたします。

順路は、お手元に配布いたしました日程表のとおりであります。

ただちに現地に向かいますので、準備をお願いいたします。

《現地視察》

---

○議長（木内秀樹君）

現地視察が終了いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、次の本会議は、12日、金曜日、午前9時30分より、3日目の会議を開きます。

議員の皆さまは、午前9時までに控え室へご参集ください。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

議員の皆さまは、控え室にお集まりください。

散会 午前11時15分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和7年12月10日

南部町議会議長

木内秀樹

会議録署名議員

望月憲之

会議録署名議員

望月小五郎

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長

渡辺正樹

令和 7 年

南部町議会第 4 回定例会会議録

1 2 月 1 2 日

令和7年12月12日  
午前9時30分開議  
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第74号 南部町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第3 議案第75号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第76号 南部町職員給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第77号 南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第78号 南部町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第79号 南部町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第80号 財産の無償譲渡について
- 日程第9 議案第81号 字の区域の変更について
- 日程第10 議案第82号 令和7年度南部町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第11 議案第83号 令和7年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第84号 令和7年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第85号 令和7年度南部町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第86号 令和7年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第87号 令和7年度南部町簡易水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第88号 峡南広域行政組合理約の変更に関する協議について
- 日程第17 発議第3号 予算決算特別委員会の設置について
- 日程第18 発議第4号 議会改革特別委員会の設置について
- 日程第19 閉会中の継続調査等について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1番	芦澤潤一郎	2番	望月憲之
3番	望月小五郎	4番	塩津悟
5番	高橋茂広	6番	小泉昇一
7番	望月光彦	8番	仲亀佳定
9番	若林良一	10番	木内秀樹

3. 欠席議員(0名)

4. 会議録署名議員

4番	塩津悟	5番	高橋茂広
----	-----	----	------

5. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名(20名)

町長	佐野和広	教育長	市川隆
代表監査委員	田中清一	会計管理者	遠藤成
総務課長	遠藤一明	企画課長	杉山一陽
DX推進課長	佐野智洋	財政課長	渡辺雄治
税務課長	金井貴	交通防災課長	仲亀哲也
子育て支援課長	望月裕司	福祉保健課長	近藤利也
住民課長	渡辺幸博	産業振興課長(併) 農業委員会事務局長	佐野郁夫
建設課長	尾崎龍次	水道環境課長	岡村忠
デイサービスセンター所長	若林安彦	健康管理センター所長	大倉直也
学校教育課長	若林将基	生涯学習課長 (兼) 公民館長	遠藤賢

6. 職務のために議場に出席した者の職氏名(1名)

議会事務局長 渡辺正樹

○議長（木内秀樹君）

皆さん、おはようございます。

令和7年第4回定例会3日目にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には10日の現地視察、大変ご苦労さまでした。令和8年4月の南部小学校開校に向けた睦合小学校の改修状況を視察してまいりました。

夏休みの期間を利用して集中的に施工したとはいえ、通常の学校生活が営まれている中で進める工事は、学校関係者、工事関係者双方にとって大変負担が大きかったことだと推測できました。

児童の安全を第一とし、2工区に分け実施している工法により、工事の完了した東側1工区部分と工事中の西側2工区部分を確認し、おおむね予定どおりに工事が進捗しているとの説明を受け、ひとまず安堵したところです。

今年度の児童、教職員の皆さん、特に6年生には、この1年間、通常の学校生活ではない窮屈な学校生活となってしまいました。

3月には工事が完了し、6年生は改修を終えたばかりの真新しい校舎から中学校に育つこと、在校生は4月から新入生と栄小学校の仲間を迎え、新たな小学校の歴史を刻んでいくこと、この機会に立ち会えたという思いを忘れずに心に残してほしいと思います。

いずれにいたしましても、この工事が無事予定どおり進捗し、完了することを願います。

それでは、本日が最終日になるかと思いますが、十分かつ慎重なご審議をお願い申し上げるとともに、円滑なる議事進行に格段のご協力をお願い申し上げ、3日目のあいさつといたします。

ただいまの出席議員は10名で定足数に達しておりますので、令和7年南部町議会第4回定例会3日目の会議は成立いたしました。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

○議長（木内秀樹君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、4番 塩津悟議員、および5番 高橋茂広議員の両名を指名いたします。

---

○議長（木内秀樹君）

日程第2 提出議案に対する質疑・討論・採決を行います。

はじめに、質疑を行います。

質疑は、日程第2 議案第74号から日程第15 議案第87号まで、順次行います。

端末資料⑨議案集2ページをお開きください。

日程第2 議案第74号 南部町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、質疑はありませんか。

望月議員。

○3番議員（望月小五郎君）

議案第74号の乳児等通園支援事業の関係ですが、受け入れ可能な整備を進めているということなので、実際何人程度を想定して進めているのでしょうか。また、職員の関係は増員があり得るのでしょうか。それともう一つ、来年8年4月1日に間に合うのでしょうか。

○議長（木内秀樹君）

子育て支援課長の答弁を求めます。

望月課長。

○子育て支援課長（望月裕司君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。

乳児等通園支援事業の実施につきましては、必ずしも公立保育所に実施が義務付けられたものではございませんが、民間事業所の少ない本町の状況を踏まえ、ニーズに応じた受け皿として、町立保育所において4月から児童の受け入れができるように、現在準備を進めているところでございます。

また、受け入れ人数につきましては、来年度の入所申し込みがまだ確定しておりませんのではつきりしませんが、2～3人程度の受け入れが可能になると想定しております。

保育士の件につきまして、本事業を実施するに当たり、町立保育所におきましては、乳児及び1～2歳の空き定員枠を活用して行います余裕活用型での実施を考えております。この場合ですと、専任の職員を設けずに、通常の保育に当たっている保育士、また、スペースを活用して実施となりますので、空き定員枠内であれば受け入れ可能と考えております。

また、事前に申し込む形になるので、ある程度保育士の確保がしやすいのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（木内秀樹君）

よろしいですか。

（はい）

ほかに質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で日程第2 議案第74号の質疑を終結いたします。

次に、議案集14ページをお開きください。

日程第3 議案第75号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第3 議案第75号の質疑を終結いたします。

次に、議案集16ページをお開きください。

日程第4 議案第76号 南部町職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第4 議案第76号の質疑を終結いたします。

次に、議案集35ページをお開きください。

日程第5 議案第77号 南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。

以上で、日程第5 議案第77号の質疑を終結いたします。

次に、議案集39ページをお開きください。

日程第6 議案第78号 南部町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。

以上で、日程第6 議案第78号の質疑を終結いたします。

続いて、議案集41ページをご覧ください。

日程第7 議案第79号 南部町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。

以上で、日程第7 議案第79号の質疑を終結いたします。

次に、議案集43ページをお開きください。

日程第8 議案第80号 財産の無償譲渡について、質疑はありませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。

以上で、日程第8 議案第80号の質疑を終結いたします。

次に、議案集44ページをお開きください。

日程第9 議案第81号 字の区域の変更について、質疑はありませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。

以上で、日程第9 議案第81号の質疑を終結いたします。

次に、端末資料⑩別冊の一般会計補正予算書をご用意ください。

日程第10 議案第82号 令和7年度南部町一般会計補正予算(第6号)について、質疑を行います。

質疑は、すべての関係において事項別明細書により行います。

はじめに歳入、13ページから14ページについて質疑はありませんか。

芦澤議員。

○1番議員(芦澤潤一郎君)

13ページの財産収入、財産売り払い収入の121万4千円について、高瀬富沢線の拡幅工事ということで、単価、面積はどの程度なのか、説明をお願いします。

○議長(木内秀樹君)

答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（尾崎龍次君）

ただいまの質問にお答えいたします。

まず原野が76.46平方メートルで単価が1万600円になります。合計で81万476円、残りの公衆用道路が926.66平方メートルで、こちらの単価が300円から750円という幅があり、元の土地の原野に対する率によって金額が変わっております。

総額で40万3,577円となっております。面積は1,003.12平方メートルとなっております。

以上です。

○議長（木内秀樹君）

よろしいですか。

はい。

ほかに質疑がありますか。

（なし）

質疑なしと認めます。

次に、歳出に移ります。

最初に17ページ、1款議会費から23ページ、5款農林水産業費について質疑はありませんか。

よろしいですか。

（なし）

質疑なしと認めます。

次に、24ページ、6款商工費から最終35ページまでについて質疑はありませんか。

よろしいですか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第10 議案第82号の質疑を終結いたします。

次に、端末資料⑩別冊の特別会計補正予算書をご用意ください。

日程第11 議案第83号 令和7年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算(第3号)について、歳入11ページと歳出15ページから21ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第11 議案第83号の質疑を終結いたします。

次に、日程第12 議案第84号 令和7年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、事業勘定歳入33ページと歳出37ページから43ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

次に、直営南部診療施設勘定歳入51ページと歳出55ページから61ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

よろしいですか。

( な し )

質疑なしと認めます。

次に、直営万沢診療施設勘定、歳入69ページと歳出73ページから79ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。

以上で、日程第12 議案第84号の質疑を終結いたします。

次に、日程第13 議案第85号 令和7年度南部町介護保険特別会計補正予算(第3号)について、歳入89ページと歳出93ページから100ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。

以上で、日程第13 議案第85号の質疑を終結いたします。

次に、日程第14 議案第86号 令和7年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について、歳入109ページと歳出113ページから119ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。

以上で、日程第14 議案第86号の質疑を終結いたします。

次に、端末資料⑩別冊の簡易水道事業会計補正予算書をご用意ください。

日程第15 議案第87号 令和7年度南部町簡易水道事業会計補正予算(第2号)について8ページ、収益的収入及び支出について質疑はありませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。

次に9ページ、資本的収入及び支出について質疑はありませんか。

( な し )

はい、質疑なしと認めます。

以上で、日程第10号 議案第87号の質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

まず、日程第2 議案第74号から、日程第7 議案第79号までの条例の制定・一部改正についての6件につて、一括で討論いたします。

討論の通告はありませんでしたので、討論なしと認めます。

以上で、日程第2 議案第74号から日程第7 議案第79号までの討論を終結いたします。

次に、日程第8 議案第80号 財産の無償譲渡について、討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、日程第8 議案第80号の討論を終結いたします。

次に、日程第9 議案第81号 字の区域の変更について、討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、日程第9 議案第81号の討論を終結いたします。

次に、日程第10 議案第82号から日程第15 議案第87号までの補正予算6件について、一括で討論いたします。

討論の通告はありませんでしたので、討論なしと認めます。

以上で、日程第10 議案第82号から日程第15 議案第87号までの討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

採決は1議案ごとに順次行います。

はじめに、日程第2 議案第74号 南部町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、日程第2 議案第74号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第3 議案第75号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、日程第3 議案第75号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第4 議案第76号 南部町職員給与条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、日程第4 議案第76号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第5 議案第77号 南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、日程第5 議案第77号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第6 議案第78号 南部町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、日程第6 議案第78号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第7 議案第79号 南部町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、日程第7 議案第79号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第8 議案第80号 財産の無償譲渡については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

起立全員であります。

よって、日程第8 議案第80号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第9 議案第81号 字の区域の変更については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

起立全員であります。

よって、日程第9 議案第81号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第10 議案第82号 令和7年度南部町一般会計補正予算(第6号)については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

起立全員であります。

よって、日程第10 議案第82号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第11 議案第83号 令和7年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

起立全員であります。

よって、日程第11 議案第83号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第12 議案第84号 令和7年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

起立全員であります。

よって、日程第12 議案第84号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第13 議案第85号 令和7年度南部町介護保険特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

起立全員であります。

よって、日程第13 議案第85号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第14 議案第86号 令和7年度南部町後期高齢医療特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

起立全員であります。

よって、日程第14 議案第86号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第15 議案第87号 令和7年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

起立全員であります。

よって、日程第15 議案第87号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、端末資料②追加議案集の2ページをお開きください。

日程第16 議案第88号 峡南広域行政組合規約の変更に関する協議についてを議題とし、議案の説明・質疑・討論・採決を行います。

はじめに、町長から提案理由の説明を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それでは、本定例会に追加提案をさせていただきました議案につきまして、その提案理由の説明をさせていただきます。

本定例会に上程いたします追加議案は、組合規約の変更1件であります。

議案集、2ページの議案第88号 峡南広域行政組合規約の変更に関する協議についてであります。同組合の規約を変更することについては、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体の協議によりこれを定める必要があります。この協議には、同法第290条の規定により議会の議決を要するためであります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。

なお、詳細につきましては、この後、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（木内秀樹君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に、担当課長の補足説明を求めます。

遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤一明君）

（補足の説明・省略）

以上で、担当課長補佐の補足説明を終わります。

次に質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第16 議案第88号についての質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これにより採決を行います。

日程第16 議案第88号 峡南広域行政組合規約の変更に関する協議については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、日程第16 議案第88号は原案のとおり決定いたしました。

○議長（木内秀樹君）

次に、端末資料④議員提出議案 2 ページをお開きください。

日程第 17 発議第 3 号 予算決算特別委員会の設置についてを議題とし、趣旨説明、質疑、討論、採決を行います。

提出議案の趣旨説明を求めます。

1 番、芦澤潤一郎議員。

○1 番議員（芦澤潤一郎君）

それでは、発議第 3 号 予算決算特別委員会の設置について、趣旨説明をいたします。

朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

端末資料④、議員提出議案集の 2 ページをご覧ください。

予算決算特別委員会の設置についてを、別紙のとおり南部町議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出いたします。

令和 7 年 1 月 12 日

南部町議会議長 木内秀樹殿。

提出者 南部町議会議員 芦澤潤一郎

賛成者 南部町議会議員 仲 亀 佳 定

賛成者 南部町議会議員 若 林 良 一

賛成者 南部町議会議員 望 月 憲 之

提出理由は、客観的な視野と住民の立場に立って、令和 8 年度当初予算を審査するため、地方自治法第 109 条第 1 項及び南部町議会委員会条例第 6 条第 1 項の規定により特別委員会を設置するものです。

1. 名称は予算決算特別委員会。

2. 委員数は議長を除く 9 名。

3. 目的は令和 8 年度当初予算を審査し、付託事項の成果を踏まえた予算編成を執行部に促すため、予算決算特別委員会を設置するものであります。

議員各位にはよろしくご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、発議第 3 号、予算決算特別委員会の設置についての趣旨説明を終わります。

○議長（木内秀樹君）

趣旨説明が終わりました。

芦澤議員はその場でお待ち願います。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第 17 発議第 3 号についての質疑を終結いたします。

芦澤議員、ご苦労さまでした。席にお戻りください。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

日程第17 発議第3号 予算決算特別委員会の設置については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、日程第17 発議第3号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、4ページをお開きください。

日程第18 発議第4号 議会改革特別委員会の設置についてを議題とし、趣旨説明、質疑、討論、採決を行います。

提出議案の趣旨説明を求めます。

6番、小泉昇一議員。

○6番議員 (小泉昇一君)

それでは、発議第4号 議会改革特別委員会の設置について、趣旨説明をいたします。

朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

議員提出議案集の4ページをご覧ください。

議会改革特別委員会の設置についてを、別紙のとおり南部町議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

令和7年12月12日

南部町議会議長 木内秀樹殿。

提出者 南部町議会議員 小泉 昇一

賛成者 南部町議会議員 塩津 悟

賛成者 南部町議会議員 望月小五郎

賛成者 南部町議会議員 望月 憲之

賛成者 南部町議会議員 芦澤潤一郎

提出理由は、南部町議会基本条例第21条の規定による、条例の評価・検証を行うため、地方自治法第109条第1項及び南部町議会委員会条例第6条第1項の規定により、特別委員会を設置するものです。

1. 名称は議会改革特別委員会。

2. 委員数は議長を除く9名。

3. 目的は、議会の最高規範として制定した南部町議会基本条例第21条の規定に定められた、条例の目的が達成されているかを評価・検証し、必要に応じて条例の見直し、改正を講ずることとするため、議会改革特別委員会を設置するものであります。

議員各位にはよろしくご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、発議第4号、議会改革特別委員会の設置についての趣旨説明を終わります。

○議長 (木内秀樹君)

趣旨説明が終わりました。

小泉議員はその場でお待ち願います。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。

以上で、日程第18 発議第4号についての質疑を終結いたします。

小泉議員、ご苦労さまでした。席にお戻りください。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

日程第18 発議第4号 予算決算特別委員会の設置については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、日程第18 発議第4号は、原案のとおり決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時 5分

---

再開 午前10時 6分

○議長(木内秀樹君)

会議を再開いたします。

ただいま議会改革特別委員会より正副委員長の改選を行った旨の報告がありましたので、その結果についてお知らせいたします。

委員長に小泉昇一議員、副委員長に塩津悟議員が選出されました。

お二方はよろしく願います。

---

○議長(木内秀樹君)

日程第19 閉会中の継続調査等についてであります。議会運営委員会委員長、総務建設常任委員会委員長、文教厚生常任委員会委員長、広報広聴常任委員会委員長、予算決算特別委員会委員長、議会改革特別委員会委員長から、閉会中の各委員会の開催について申し出がありました。

会議規則第75条の規定に基づき、令和8年第1回定例会の会期の決定、所管事務研究および調査等について、お手元に申し出書の写しが配付されております。

お諮りいたします。

各委員長からの申出書のとおり、各委員会の所管事務等について、議会閉会中に委員会を開催することに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出書のとおり、委員会の所管事務等についての、議会閉会中の委員会開催については決定されました。

お諮りいたします。

以上で、今期定例会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会といたしたいと思  
います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は、本日をもって閉会とすることに決定いたしました。

令和7年南部町議会第4回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

議員の皆さまは、控え室にお集まりください。

---

閉会 午前10時15分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和7年12月12日

南部町議会議長

木内 秀 樹

会議録署名議員

塩 津 悟

会議録署名議員

高 橋 茂 広

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長                      渡 辺 正 樹